

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(12名)

1 番	藤 埴 理 君	2 番	吉 野 誠 君
3 番	木 村 千 秋 君	4 番	栗 田 利 朗 君
5 番	広 瀬 文 典 君	6 番	奥 村 耕 作 君
7 番	—————	8 番	末 政 京 子 君
9 番	岩 崎 秋 夫 君	10 番	丹 羽 豊 次 君
11 番	小 林 敏 美 君	12 番	広 瀬 康 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	興 慈 善 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	三 浦 高 雄 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	古 山 則 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 一 幸	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 議 第 11 号 平成23年度垂井町一般会計予算

議 第 12 号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議 第 13 号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計予算

議 第 14 号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

- 議 第 15号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議 第 16号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 17号 平成23年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 18号 平成23年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 19号 平成23年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第 4 議 第 1 号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議 第 2 号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について
- 議 第 3 号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議 第 4 号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議 第 29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 議 第 5 号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議 第 6 号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議 第 7 号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 議 第 8 号 町道路線の認定について
- 議 第 9 号 指定管理者の指定について
- 議 第 10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 6 議 第 21号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
- 日程第 7 議 第 22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議 第 23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議 第 24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議 第 25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議 第 26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議 第 27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議 第 28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 請願第 1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時06分 開会

議長（衣斐弘修君） これより平成23年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から18日までの16日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、1番 藤墳理君、2番 吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

議長（衣斐弘修君） 日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 専決処分の報告について、報告事項の説明をさせていただきます。

平成22年 8 月25日、ごみ収集車が民家の擁壁に接触し擁壁を破損させた事故につきまして、平成22年12月27日に示談が成立し、同日付で地方自治法第180条の第 1 項に基づき専決処分をいたしました。同条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） ただいま上程されました報告第 1 号 専決処分の報告につきまして、

補足説明をさせていただきます。

去る平成22年8月25日午前8時40分ごろでございますが、ごみ収集車が対向車とすれ違うスペースを確保するため、垂井町表佐字六番屋敷1982番1地内の民家駐車場内に車両を停車させようと後退した際、擁壁に接触し破損させた事故につきまして、平成22年12月27日に示談が成立し、保険の手続が必要となるため、同日付で地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

- 日程第3 議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算
議第12号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第13号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計予算
議第14号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第15号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第16号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第17号 平成23年度垂井町介護保険特別会計予算
議第18号 平成23年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
議第19号 平成23年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算

議長（衣斐弘修君） 日程第3、議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算から議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、平成23年度予算並びに関連諸議案を提案し、御審議いただくに当たり、私の町政に関する所信の一端と新年度における施策の概要を申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、平成19年4月に私が町長として2期目の重責を担わせていただいて以来、早いものでこの4月で任期満了を迎えることとなりました。この4年間は、一昨年の政権交代もあり、毎年首相が交代するとともに、世界的な経済不況のあおりを受けて日本経済も低迷するなど、

時代の転換期と思われる不安定な社会情勢の中、私は町民の皆様の生活を守るため誠心誠意職務を遂行してまいりました。その間、皆様には、町政の各般にわたり多くの建設的な御意見、御提言を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

振り返りますと、8年前、町長に就任させていただいた任期当初は、西濃圏域の合併協議に大きく翻弄された2年間でありました。幾度となく町民の皆様との説明会や座談会等を開催し、我がまちに対する皆様の熱い思いを肌で感じました。その後の行財政改革、第5次総合計画、まちづくり基本条例の策定に当たりまして、ワークショップや公聴会など、多くの方の貴重な意見を取り入れながら、私は一貫して皆様の声をよく聞き、同じ目線に立ち、公平公正な行政運営に当たってまいりました。

マニフェストの一つとして掲げましたまちづくり基本条例が昨年制定され、いよいよ4月から施行されます。そして、協働のまちづくりを推進する拠点として、町民の皆様のコミュニティー活動を支援し、情報提供や人材育成を行うまちづくりセンターも始動いたします。まさに平成23年度は、協働のまちづくりのスタートの節目となる年であります。

また、町の最重要課題であります安心・安全なまちづくりにつきましては、町内の各種団体及び業者の方と順次協定を結び、災害時の応援協力、物資の調達に係ります体制を整えてまいりました。あわせて、被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の組織化と育成を推進してまいりました。その結果、組織率77.2%となったところであります。

災害に関しましては、平成20年9月のゲリラ豪雨により発生しました梅谷川を中心とした大規模災害も、この3月末には復旧改良事業の完成式を迎えることができます。御協力をいただきました地域住民の皆様には、心から御礼を申し上げます。

さらに、安心して子供を産み、育てられるよう保育サービスを充実し、子育て支援にも力を入れて取り組んでまいりましたが、国の動向を見ながら進めてまいりました幼保一元化につきましても、新年度において施設整備に着手いたします。

快適な住環境を提供すべく、道路整備、上下水道など都市基盤の整備に注力し、地域再生計画により、下水道事業と合併処理浄化槽の両方の面から進めてまいりましたところ、公共下水道に関しましては、現在の整備率は45.3%、水洗化率は62.5%となっております。

自然との共生と循環型社会の構築を目指して3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進にも取り組んでまいりました。この4年間で町のごみ排出量は約12%減少しており、クリーンセンターの延命化など将来を見据えた安定的なごみ処理の確保に向け、さまざまな取り組みを実践してまいりましたが、1月から文化会館駐車場において、住民、業者、行政が一体となったリサイクル体験広場を実施しておりますが、エコパーク整備事業推進の起爆剤となるものと確信しております。

さて、国におきましては、民主党政権の誕生から1年半余りが経過いたしました。昨年7月に行われました参議院議員選挙の結果、与党が過半数割れとなり、国会は、いわゆるねじれの状態に陥りました。

また、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件や北方四島へのロシア大統領の訪問などが発生し、改めて国家とは、国の主権とは何なのかを考える契機となりました。こういった外交、安全保障の問題に加え、政治とカネの問題などにより内閣支持率が低下しており、苦しい政権運営が続いております。

一方、国と地方の役割が議論され始めて久しくなりますが、国と地方の関係は、今まさに大きな変革期を迎えていると感じております。昨年来国は、出先機関の廃止やひもつき補助金の一括交付金化など、今まで以上に地方に権限を移譲する方向で地域主権戦略大綱を策定し、その流れを大きく進めようとして取り組んでいます。地域主権改革により、地方は、今まで以上に自己決定や自己責任の考え方にに基づき、自主性を発揮することが求められることとなります。今後もこの論議は続けられますが、各自治体も、みずから内なる変革を遂げていかなければならないときに来ていると思います。

次に、我が国の経済に目を向けますと、リーマンショックに端を発した世界的な金融危機以降、長引くデフレ状況から脱却できず、加えて、急速な円高の進行、雇用情勢の悪化懸念などが要因となって、先行きの不透明感が強まる中で、現在も景気の足踏み状態が続いております。

昨年6月、国は、元気な日本を復活させるため、強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的な実現に向けた戦略を示した新成長戦略を策定いたしました。そして平成23年度は、その新成長戦略が目指すデフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものにするため、成長と雇用に重点を置いた予算編成が行われたところであります。

しかしながら、そのような目標を掲げて編成された国の予算案を見てみますと、総額は92兆4,116億円と過去最大の規模であり、経済成長を見据えた予算となっているものの、新規国債発行額は44兆2,980億円で、前年度と同様、税収を上回る予算措置額となっており、公債依存度も47.9%と依然として高く、相変わらず借金に依存した予算編成となっております。

地方交付税の予算総額は17兆3,734億円であり、平成22年度に比べ4,799億円、率にしまして2.8%増加いたしました。また、平成23年度から25年度にかけて地方の一般財源総額においては、平成22年度の水準を下回らないよう確保するという方針も政府から示されたところでありますが、こうした地方に対する増額措置も多額の国債発行により賄われている予算の一部であることを考えますと、将来の財源が不確定であるという認識を常に持ち、あわせて、さまざまな制度変更もあり得るものと危機感を持ちながら本町の行財政運営を行っていく必要があると考えております。

こうした情勢を踏まえつつ、平成23年度予算編成に当たりましては、第5次総合計画の推進と財政健全化の両立を目指し、スクラップ・アンド・ビルドの実践を基本として取り組みました。

町税は、経済危機以前の水準に比較すると大幅な減収が継続する一方、国の予算編成では、子ども手当を初めとして多額の地方負担を求める政策が次々と打ち出されるなど、非常に厳しい財政状況下ではありましたが、歳入においては、財源の確保に向けた取り組みを強化するほ

か、歳出においては、職員一丸となって、前例踏襲や現状を維持するという考え方を払拭し、経常経費の徹底した削減と既存事業・制度の点検、検証に努めたところでございます。

これらの結果、平成23年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は143億7,380万円となり、一般会計では、国の施策の影響もあって2.4%増となりましたが、特別会計、企業会計を含む全体としましては、前年度比0.1%の減となったところでございます。

それでは、平成23年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

一般会計82億8,000万円、国民健康保険特別会計27億4,300万円、簡易水道特別会計7,438万円、公共下水道事業特別会計7億1,800万円、農業集落排水事業特別会計3,220万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,025万円、介護保険特別会計16億6,200万円、不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計2億6,400万円、水道事業会計5億8,890万円、合計143億7,380万円とするものであります。

新年度の主な事業につきましては、府中小学校校舎東棟の耐震補強・大規模改修事業、太陽光発電設備事業、朝倉運動公園野球場整備事業を実施するほか、垂井栗原線の御所野交差点改良事業、林道明神線開設事業を継続的に実施してまいります。また、妊婦健康診査、各種感染症予防接種の助成や福祉医療・障害福祉関係などの利用サービスについても推進してまいります。その他、幼保一元化に向けた取り組みといたしまして、仮称「東地区子ども園」新設工事の設計を、さらに最終処分場の安定的な確保に向けた焼却灰の持ち出しを継続し、資源の分別、ごみの減量化を目指してエコパークの実施設計に着手するなど、重要課題に重点的予算措置をしたところであります。

続きまして、予算の概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるよう、防犯体制、防災体制を構築します。また、交通事故や災害、犯罪に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

交通安全につきましては、交通ルールが守られ、県下で最も交通事故のないまちになるよう交通安全団体などとの連携を強め、さらに交通指導員の設置、事故防止啓発の徹底により交通安全意識の定着を図ってまいります。また、カーブミラー、回転灯、防護さく設置など、交通安全施設整備に努めてまいります。

次に、防犯体制につきましては、防犯活動が充実した犯罪のないまちになるよう関係団体と連携を図るとともに、学校巡回防犯パトロールの実施、安全・安心メール配信システムを充実させるなど防犯対策に努めてまいります。さらに振り込め詐欺などの違法行為が後を絶たない状況から、県の消費生活センターと連携し消費生活相談を行い、消費生活の充実を図ってまいります。

消防・防災体制の確立につきましては、防災体制を充実させ、災害に強いまちとなるよう住

民の防災意識を高め、自主防災組織の育成を図りながら、災害に強いまちづくりに努めてまいります。引き続き災害用備蓄用品の充実にも努めてまいります。その他、防災体制の根幹をなす消防力の強化を図るため、消火栓の新設、小型動力ポンプの更新を進めるほか、現状の防災行政無線の保守整備を行いながら、将来に向けての整備計画の検討を進めてまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、まちの伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、だれもが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会の場の提供を図ってまいります。

まず、学校教育の充実につきましては、ふるさとに愛着を持つ教育が行われるよう学びやすい教育環境の整備や、時代のニーズにこたえる教育施策に取り組みます。本年も引き続き府中小学校校舎東棟の耐震補強・大規模改修事業、太陽光発電設備事業を実施するほか、幼稚園・小学校におきましては、地域の特性を生かした特色ある教育を推進してまいります。また、パソコンを利用した情報教育や国際化社会における英語教育の推進を図るため、小学校に英語講師を任用、英語指導助手による英語教育や外国人児童等への日本語指導等、国際理解教育の推進にも努めてまいります。その他、スクールアドバイザーを配置し、カウンセリング体制の充実にも努めてまいります。

青少年教育につきましては、健全な環境の中で青少年が生き生きと活動できるよう、地域住民とも連携を図りながら、青少年活動の支援、活動環境の整備、家庭教育の向上に取り組んでまいります。

生涯学習の推進についてであります。生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ、楽しく暮らしていけるよう、利用しやすい生涯学習環境を整備します。生き生きライフ推進構想に基づき、充実した学習機会の提供を心がけるとともに、住民主体の芸術・文化活動の支援を図ってまいります。また、偏見や差別をなくす人権意識の高揚におきましては、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実を図ってまいります。さらに男女共同参画社会の実現に向けて積極的に女性の参加を働きかけてまいります。多文化共生社会の推進につきましては、在住の外国人と地域住民が共生するための生活ガイドの作成にも取り組んでまいります。また、今月10日から、21回目となりますカナダ・カルガリー市への中学生の派遣を行います。広い視野と感覚を備えた国際的な人づくりを推進してまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、スポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりができるよう、環境づくりに努めてまいります。スポーツイベントの開催はもとより、体育協会等と連携を図りながら、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。また、ぎふ清流国体につきましては、朝倉運動公園野球場の改修を進めると同時に、大会の成功に向け、実行委員会、常任委員会等を開催し、万全の準備をしてまいります。

文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるよう、文化財の保存と活用、郷土芸能の後継者の育成支援を図ってまいります。また、美濃国府跡保存管理

計画策定事業や垂井一里塚の測量、不動産鑑定業務などに着手し、全国的に見ても大変貴重な文化遺産であります一里塚の国の追加指定に係る業務に取り組むなど、文化財の保護・保存に努めてまいります。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み育てられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。また、地域で支え合う高齢者や障がい者のみならず、だれもが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会を形成してまいります。

まず、子育てにつきましては、保育サービスの充実に努め、子育て支援の環境づくりに努めてまいります。保育園の長時間保育や乳児保育、病後児保育、一時保育など保育サービスの充実に努め、働く親のニーズにこたえた保育サービスを展開していきます。また、子供を産み育てることに不安や悩みを抱える親への支援を含めた子育て環境の整備については、地域子育て支援センター事業やコミュニティーママ子育てサポート事業などの充実に努めるとともに、地域子育て支援ネットワークづくり事業を実施し、健全な子育て環境の整備づくりに努めてまいります。さらに、留守家庭児童教室の運営につきましても、引き続き利用者の利便性を図ってまいります。

次に、健康・医療の推進につきましては、全町民が健康に暮らし、適切な医療を受けることができますよう、健康づくり事業を推進し健康増進を図ります。また、医療機関と連携し医療体制の充実に努めてまいります。

疾病予防対策の推進として、妊婦健康診査の助成など母子衛生事業、各種ワクチン接種の助成措置を含めた予防対策事業、さらに特定健康診査・すこやか健康診査等の推進に努めてまいります。また、福祉医療の助成も引き続き行い、国民健康保険につきましても、健全で安定した運営に努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる環境の整備に努めてまいります。さらに、生きがい対策の推進、地域包括支援センター等の充実に努め、介護保険の健全運営の推進に当たってまいります。

障害福祉の充実ににつきましては、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として地域で生活できるよう環境整備に努めてまいります。そのため、地域生活支援事業、児童デイサービス事業の充実に努めながら、活動の場、交流の場を確保していき、地域活動支援センターの充実に努め、就労の支援を図ってまいります。また、障害者自立支援介護給付サービス、障害者福祉手当事業により在宅支援の充実に努めてまいります。まちの障害者福祉サービスの計画的な基盤整備を図るために、障害者計画及び障害者福祉計画の策定に取り組んでいきたいと思っております。

地域福祉につきましては、地域で支え合い、だれもが安心して生活できるよう、福祉意識の高揚に努め、地域で支え合える環境づくりを進めてまいります。地域福祉活動の推進には、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などとの連携強化を図るよう努めてまいり

ます。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化も推進してまいりたいと思います。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行ってまいります。また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成してまいります。

まず、自然環境の保全につきましては、環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりを推進してまいります。

さらに環境に配慮し、負荷が少なくなる取り組みを行ってまいります。地球温暖化対策に係る啓発活動はもとより、環境と共生する循環型社会の形成を目指す一助として、住宅用太陽光発電システムの設置助成を新たに行います。また、地域ぐるみの環境美化デーの取り組みも継続していきたいと思います。

次に、環境衛生につきましては、環境に配慮した意識が定着し、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化に向けた取り組み、リサイクル社会が構築されるような諸施策を推進してまいります。

資源分別回収事業や生ごみ処理容器等設置の奨励推進に努めるとともに、エコパーク整備事業の推進によりごみの減量化対策を進め、クリーンセンターの適切な管理運営を行い、施設の延命化を図ってまいります。また、下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する一部助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところでございます。

重要施策の第5は、「産業・交流のまちづくり」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を行い、だれもが安心して働くことができるまちをつくってまいります。

まず、農林業の振興につきましては、集落営農の確立により地域ぐるみで農業が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されていく環境の整備に引き続き努めてまいります。

遊休農地解消自主的再生事業、高性能農業機械導入事業等により担い手の育成に努め、農地・水・環境保全向上対策事業、農産物ブランド化事業を実施することにより高収益農業の確立を目指してまいります。農業基盤づくりにおきましては、農業水利施設保全対策事業、中山間地域等直接支払事業、ため池防災支援事業に取り組んでまいります。さらに、有害鳥獣による被害が増加していることから、引き続き防護さく等の設置、さらには狩猟免許取得に係る経費助成など、有害鳥獣対策の充実を図ってまいります。

なお、鳥獣被害の大きな要因の一つは、里山の荒廃とも言われています。そういったことから、本年度新たに人と動物との緩衝帯を設置する里山整備事業をモデル的に取り組み、成果を検証してまいります。また、適正な森林整備につきましては、引き続き林道明神線開設、造林事業を行ってまいります。

次に、観光の推進につきましては、住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組むことを目標に関係機関との連携強化を図ってまいります。観光協会の体制の充実を図り、観光資源の

整備、PR活動に努めていきたいと思ひます。また、昨年は台風により中止のやむなきに至りましたが、交流事業の促進とイベントによる活性化を図る目的で、本年も「ふれあい垂井ピア2011」を開催してまいります。

工業の振興につきましては、企業進出が進み、雇用の場が確保されるよう、企業が進出しやすい基盤整備と既存企業の育成に努めてまいります。企業誘致に係る農業振興計画の策定業務、工場等設置奨励金の予算措置をいたしたところであります。

商業の育成につきましては、商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができるよう、商工会と連携をし、魅力と活力のある店舗づくりに努めてまいりたいと思ひます。このため、プレミアム商品券の発行補助など、引き続き商工会事業に対する支援を行ってまいります。

勤労者の労働環境整備につきましては、安心して働ける環境の整備が求められており、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤のまちづくり」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行ってまいります。

まず、道路網の整備につきましては、住民と行政が連携して安全な道路が確保されることを目指し、土地利用の方針に基づき整備し、便利さとゆとりのある道路環境に努めます。本年は、道路交通網の整備として、新設改良12事業、路側改良6事業、舗装改良4事業を実施してまいります。また、国道21号線4車線化の推進につきましては、引き続き要望活動を実施してまいります。

次に、河川・治水の整備につきましては、総合的な治水対策により災害に強いまちをつくることを目指し、関係機関に働きかけ危険箇所を整備し、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。本年は、砂防・急傾斜地整備の要望活動や排水路等整備3事業を実施してまいります。

市街地形成につきましては、だれもが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことのできる環境を整備してまいります。このため計画的な土地利用を推進し、安全で快適な市街地整備を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、上水道等により安全な水を供給すること、下水道により快適な生活環境を整備することに努めてまいります。上水道では、第6次変更事業を引き続き推進してまいります。また、下水道事業においては、管網整備のほか、浄化センター、農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。

公共交通機関につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向け、JR東海を初め関係機関に、利用者の利便性向上を働きかけてまいります。また、身近な交通手段として住民に広く定着しております巡回バスすこやか号につきましても、引き続き安全第一の運行に努めるとともに、町民の足としての役割を果たしてまいります。

重要施策の第7は、「協働のまちづくり」であります。

地域活動を活発にし、多彩な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などとの協働を図ってまいります。また、積極的に広報・公聴活動を行い、住民と行政がお互いに情報共有できる仕組みを整えてまいります。

まず、地域活動につきましては、地域が活発なコミュニティー活動を展開するよう、活動の支援や環境の整備に努めてまいりたいと思います。特に地域の特性を生かした活動の支援ということで、自治会の加入の推進と自治会活動に対する助成を行い、集会所設置等への助成も行ってまいります。

次に、住民参画につきましては、住民と行政が相互に連携してまちづくりを行うよう、住民との協働を図り、さらに住民が参画できる仕組みづくりに努めてまいります。まちづくり基本条例の施行に伴う自主自律した協働のまちづくりの実現に向け、まちづくりセンターを設置し、これを推進母体として取り組んでまいりたいと思います。さらに、ボランティア団体等の育成により地域づくり活動の活性化を図ってまいります。

広報・情報公開・公聴につきましては、住民と行政が情報を共有することが必要と考え、その仕組みづくりの整備をいたしてまいります。そのために、親しまれる広報紙の発行とホームページの充実に努めてまいりたいと思います。また、公聴機能の充実に向け、地域ふれあいトークやパブリック・コメントなどを積極的に活用してまいりたいと思います。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、効果的で効率的な行政運営を図ってまいります。また、限られた財源を有効に活用するため、計画的で健全な財政運営に努めてまいります。

まず、行政運営につきましては、社会情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応することが望まれることから、効率的な行政運営に取り組み、質の高い行政サービスを提供できるよう職員の育成、組織の強化に努めてまいります。このため、行政評価制度の推進、経営統合会議により組織力の機能統合強化を図ってまいります。さらに、積極的に職員研修を行い、人づくり、職場づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、財政運営につきましては、健全な財政運営のため自主財源の確保、計画的・効率的財政運営推進に努めてまいります。地方公会計改革に伴う財務書類の整備を引き続き実施するほか、公平で適正な負担により財源確保に努め、財源の効率的・効果的配分を行い、経常経費の削減を図ることにより健全な財政運営に努めてまいります。

以上が、平成23年度の主要な施策と予算の概要であります。

さて、私は、我がまち垂井町には多くの強みがあり、まちの価値を上げる潜在力は非常に高いものがあると考えております。

昨年は、念願の梅谷片山トンネルが開通いたしました。また、垂井町の南側を通る名神高速道路や東海環状自動車道により、交通の利便性は一層向上されます。また、歴史と文化のまち

として町内に点在する観光資源とともに、緑豊かな自然環境など、住みやすさを支える強みも数多くあると感じております。こうした潜在力をうまく利用し、さらに高めていくためには、住民一人ひとりのかかわり方、気持ちが大切だと思います。人ごとではなく、自分のこととして積極的にかかわっていく意識の改革が必要になってきます。まちづくり基本条例の精神を生かしながら、町民の皆様とスクラムを組んで、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現のため、全力で町政運営に取り組んでまいり所存でございます。

最後に、町民の皆様を初め、議員各位のさらなる御支援と御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

なお、議第11号から議第20号までの平成23年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議のほどを重ねてお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案の1ページでございますが、第1条でございます。平成23年度の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ82億8,000万円とするものでございます。

議案書とあわせまして、お手元にお配りしてございます予算資料、こちらにつきましては13ページから、構成比並びに対前年比の比較を掲載しております。そちらの方もあわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について御説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算について説明をさせていただきますが、初めに歳出、5ページから説明をさせていただきますと存じます。

款1 議会費でございます。こちらにつきましては、前年対比31.8%増でございますが、1億1,261万1,000円の予算とするものでございますが、主な増加の要因でございますが、議員共済年金給付負担金につきまして2,520万円の増額によるものでございます。

続きまして、款2 総務費でございます。こちらにつきましては前年比0.7%増の8億2,209万4,000円とするものでございますが、主な要因といたしましては、項4 選挙費でございます。御存じのように、今年度につきましては統一地方選挙が実施される予定になっておりまして、県議会議員選挙につきましては659万9,000円、町長選挙につきましては788万2,000円、それから町議会議員選挙につきましては1,006万9,000円、それから農業委員会委員の選挙も予定されておりまして、こちらにつきましては404万1,000円の、合計2,859万1,000円の増でございますが、そういった要因で増加しておるものでございます。

それから、項5 統計調査費でございますが、こちらにつきましては89.4%の減ということでございます。主な要因につきましては、平成22年度につきましては国勢調査がございました。

そちらの経費の減によるものでございまして、統計調査費につきましては107万円といたしたところでございます。

続きまして、款3 民生費でございます。前年比較いたしまして4.3%の増でございまして、28億4,503万7,000円の予算となるものでございますが、特に項2 児童福祉費でございます。こちらにつきましては、前年比較12.6%増の14億4,385万6,000円としたところでございますが、主な要因につきましては、子ども手当の増額分、こちらにつきましては1億8,462万8,000円の増でございます。それとあわせて子育て支援のための幼保一元化の施設整備に係ります設計業務、これを980万円ほど予算計上しておるといったことが主な要因でございます。

続きまして、款4 衛生費でございます。こちらにつきましては0.8%増の7億3,263万円といたしたところでございまして、項1の保健衛生費でございます。前年対比5.4%の増でございますが、こちらにつきましてはの主な増加の要因につきましては、まず一つは日本脳炎等の予防接種でございます。こちらにつきましては983万円ほどの増加となっております。それから、子宮頸がん等の感染症予防接種に関します助成金でございます。こちら2,400万円ほどの増でございまして、こちら保健衛生費につきましては3億8,179万円と予算計上をいたしたところでございます。

続きまして、6ページでございます。

こちらにつきましては、款6 農林水産業費でございます。前年対比でございますが4.0%増の2億5,076万7,000円の予算計上をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、項1 農業費でございますが、ため池防災支援事業といたしまして、宮代西蛇池の整備費といたしまして新たに800万円を計上いたしまして、項1の農業費につきましては1億8,500万1,000円といたすものでございます。

続きまして、項2の林業費でございます。こちらにつきましては、林道明神線の開設工事に要する経費、それから里山整備事業といたしまして、荒廃いたしました里山を整備して、緩衝帯を設ける事業でございます。こちらの予算計上でございます。予算額といたしましては6,576万6,000円といたしたところでございます。

次に、款7 商工費でございます。前年対比23.6%増で、項1 商工費につきましては9,566万1,000円といたしたところでございますが、主な増加の要因でございますが、垂井町商工会が行いますプレミアム商品券発行に係ります補助金でございます。こちらにつきましては900万円を、また、住宅用太陽光発電システムの設置費に係ります補助金でございますが、こちらにつきましては300万円を新たに計上させていただいたところでございます。

次に、款8 土木費でございます。こちらにつきましては0.9%増の8億9,335万3,000円といたしたところでございますが、項2の道路橋りょう費でございます。28%ほどの増でございまして、こちらにつきましては、道路改良、路側改良、それから舗装改良工事等、道路網の整備に伴います道路新設改良費の増額でございまして、2億9,019万9,000円の予算計上といたしたところでございます。

次に、項4都市計画費でございます。こちらにつきましては、前年対比11.9%減といたしたところでございますが、朝倉運動公園及び駅周辺整備事業に係ります工事費と、それから公共下水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございます。しかしながら、この科目につきましては、国体の準備のための朝倉運動公園野球場照明施設の整備につきまして3,800万円、それから、同じく野球場のバックネットの塗装978万円、それからトイレの整備につきまして1,920万円ほど新たに予算計上をいたしておるところでございます。予算額といたしましては4億8,199万3,000円といたすところでございます。

次に、款9消防費でございます。前年対比2.3%の増でございます。3億9,818万1,000円といたすところでございますが、こちらにつきまして主な増加要因につきましては、防火水槽の新設を上げております。635万円でございます。

次に、款10教育費でございます。こちらにつきましては、前年比4.3%増の10億7,279万1,000円の予算計上といたしたところでございますが、主な増加要因でございますが、まず項2の小学校費でございます。こちらにつきましては14.0%増でございますが、4億993万円といたしたところございまして、主な増加要因といたしましては、来年度、小学校の教科書の改訂が予定をされておりました、その教師用の教科書の購入につきましてはそれぞれ自治体で持つことになっておりました、その経費につきまして2,200万円ほど、それから、引き続き行います府中小学校東棟の耐震補強・大規模改修、それと太陽光発電設備の工事に係ります経費でございますが、こちらにつきましては2億4,500万円ほどの予算計上をさせていただいたところでございます。そういったことが主な増加要因でございます。

次に、項3の中学校費でございます。9.3%の増でございますが、こちらにつきましての予算額8,074万円でございます。こちらにつきましての主な要因につきましては、平成24年度以降に予定をいたしております不破中学校の南舎、特別校舎でございますが、そちらの方、それから屋内運動場、体育館でございます。それから格技場の耐震補強・大規模改修、太陽光発電設備設置の実設計業務の委託料の増によるものでございます。

それから、次に項6の保健体育費でございます。19.0%増といたしておるところでございますが、予算額としまして1億3,965万5,000円といたしておるところでございますが、こちらの主な増加要因につきましては、給食センターの機械設備でございます。長年たっておりまして、老朽化に伴います調理室の機械器具等の改修の経費を新たに計上いたしたところでございます。

続きまして、7ページでございます。

款11災害復旧費でございます。こちらの科目につきましては、それぞれ前年度と同額、これは科目設定でございますけれども、計上させていただいたところでございます。

次に、款12公債費でございます。対前年比4.6%減でございますが、10億1,034万6,000円の予算計上をさせていただいたところでございます。

以上、主な歳出についての増減理由を申し上げます。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。ページにつきましては2ページでござ

ざいます。

款 1 町税でございます。こちらの予算につきましては、前年対比1.0%増の35億6,246万8,000円の予算額といたしたところでございますが、特に項 1 の町民税でございます。こちら個人の町民税につきましては6.0%減ということでございまして、やはり収入の向上は見込めないというようなことございまして、個人につきましては11億7,700万円ほどの予算計上といたしたところでございます。

次に、この町民税の増加でございますが、6.2%ほど増加しておる要因の一つでございますが、こちらにつきましては法人町民税でございます。資料にもございますが、こちらは対前年比106.6%でございます。非常に高い伸び率を示しておりますが、そういったことで、この町民税が6.2%増となっているものでございます。

次に、項 4 の町たばこ税でございます。17.2%減の 1 億523万5,000円と予算計上させていただいたところでございますが、やはりどうしても値上げによります禁煙者といえますか、たばこをやめられる方の増加については否めないところございまして、そういったことが原因というふうに分析をしておるところでございます。

次に、款 2 地方譲与税以下、 3 ページでございますが、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ国あるいは県から交付されてきます財源でございますが、それぞれ国あるいは県の予算の枠の範囲内で、それぞれ市町村の一定の条件のもとで配分されてくるものでございます。それぞれ予算計上いたしました金額でございます。よろしくお願いをしたいと存じますが、特にこの中でも地方交付税でございます。こちらにつきましては、前年対比で4.3%増の14億3,780万円の予算計上をいたしたところでございます。こちらにつきましては、御存じのように、税に続きます大きな町の財源になるところでございますが、地方交付税の総額につきましては、国におきましては17兆3,734億円が予算として見込まれておるところでございます。そういった要因から、前年対比4.3%の増加というふうな形で予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、款11分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては1億4,534万6,000円の予算計上をさせていただいたところでございますが、特に項 2 負担金につきましては3.8%減の要因につきましては、民生費負担金の保育料ですね、こちらは負担金として徴収をしているものでございますが、こちらの保育料の減によるものでございます。

次に、款12の使用料及び手数料でございます。前年対比4.3%減の 2 億6,179万5,000円とさせていただいたところでございます。特に項 1 の使用料でございます。こちらにつきましては2.9%の増になっておるところでございますが、こちら予算額といたしましては1億4,523万7,000円という予算計上でございます。主な増加要因につきましては、留守家庭児童教室並びに幼稚園保育料の増加によるものというふうに見ておるところでございます。

また、項 2 の手数料につきましては、11.9%の減でございますが、こちら予算額といたしまして1億1,655万8,000円と見込んでおるところでございますが、こちらの主な減少となりまし

た理由につきましては、ごみ処理手数料の減ということで、先ほど町長の冒頭の施政方針の中にもございましたが、一つはごみの量が減ってきたというような要因もあろうかなというふう
に思っておるところでございます。

次に、款13国庫支出金でございます。こちらにつきましては、前年対比13.9%増の8億
6,481万4,000円としたところでございます。主な増加の要因でございますが、項1国庫負担金
でございます。こちらにつきましては25%増の6億7,230万2,000円とさせていただいたところ
でございますが、こちらにつきましては、国の施策でございます子ども手当交付金の増額によ
るものでございます。

次に、款14県支出金でございます。こちらにつきましては10.7%減の4億6,877万7,000円と
させていただいたところでございます。こちらの減少傾向となった原因でございますが、まず
項1の県負担金につきましては、これは3.3%増の2億654万9,000円といたしたところござ
いですが、こちらの増加要因につきましては、先ほどの国庫負担金にもございました子ども手
当県負担金の増加によるものでございますが、項3の委託金でございます。こちらが29.2%の
減となっております。5,204万8,000円の予算額とさせていただいておるところござい
ますが、こちらの減少の主な要因につきましては、国勢調査の委託金、それから、昨年度参議院議員の
選挙がございまして、そちらの委託金の減が主な要因でございます。

続きまして、款15財産収入でございます。合計で57.9%の減となっております。4ページで
ございますが、トータルでそういった減になっておるわけでございますが、来年度につきまし
ても、項2財産売払収入については積極的に進めてまいりたいということでございます。総務
課の普通財産等、それから来年度予定をしておりますのは、駒引町営住宅の土地の払い下げも
予定しておるところございまして、こちらにつきまして、予算額につきましては1,264万
3,000円を見込んだところでございます。

続きまして、款16寄附金でございます。こちらにつきましては、前年度と同額を見込んでお
るところでございます。6,000円でございます。

次に、款17繰入金でございます。こちらにつきましては93.9%増の1億7,118万1,000円の予
算といたしたところでございます。こちら、特に項2の基金繰入金でございまして、こちらが
増加するというところで、93%ほどの増となっております。こちらの主な基金の
繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金につきましては1億1,000万円、それから学校
建築基金につきましては2,100万円、それから公共下水道基金の4,000万円の繰り入れを予定し
ておるところでございます。

次に、款18繰越金でございます。こちらにつきましては前年度と同額2億円を予算といたし
たところでございます。

次に、款19諸収入でございます。こちらにつきましては12.8%増の5,497万4,000円といたし
たところでございます。

次に、款20町債、項1町債でございます。こちらにつきましては3.3%の減少ということで、

6億4,844万円とさせていただいたところでございます。主な町債でございますが、総務債で、臨時財政対策債でございます。これにつきましては、前年度比較いたしまして5,440万円を減といたしまして、5億3,360万円とするものでございます。

次に、教育債でございます。こちらにつきましては、府中小学校の東棟耐震補強・大規模改修・太陽光発電設備事業に係ります教育債でございます。3,244万円増の1億1,484万円といたすものでございます。

以上、第1表でございます歳入歳出の予算の説明を終わらせていただきますが、9ページ以降には、それぞれ歳入歳出の事項別明細書が添付しておりますので、またお目通しをいただきたいと存じます。

それから、133ページでございます。こちらから137ページにかけては、職員の給与明細等を添付いたしておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

それと138ページでございます。こちらにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または見込み額、当該年度以降の支出予定額等に関する調書をつけております。こちらの部分につきましては消防団員退職報償金支給責任共済契約により共済掛金でございます。またお目通しをいただきたいと存じます。

次に、第2条でございます。こちらにつきましては、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができます起債でございます。こちら8ページをごらんになっていただきたいと存じますが、起債の目的の一つ目でございますが、臨時財政対策債でございます。こちらは限度額を、先ほど歳入のところでも説明をさせていただきましたが、限度額を5億3,360万円といたすものでございます。

次に二つ目でございますが、起債の目的でございます。学校教育施設等の整備事業でございます。こちらの方も先ほども御説明いたしました府中小学校東棟の耐震補強・大規模改修並びに太陽光発電設備の事業に係るものでございまして、起債の限度額を1億1,484万円といたすものでございます。

なお、起債の方法、利率、それから償還の方法につきましては、掲げてあるとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと存じます。

次に、第3条でございますが、一時借入金でございます。地方自治法の規定によります一時借入金の借入れの最高額について定めるものでございますが、こちらは予算といたしまして5億円と定めるものでございます。

次に、第4条でございます。歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項前段におきまして、各款または各項の間におきまして相互に流用できない旨を定めているところでございますが、こちらただし書きにおきまして、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところに流用が認められるということになっております。そういったことから、各項に計上いたしました給料、職員手当、及び共済費に係ります予算額に過不足が生じた場合につきましては、同一款内でこれらの経費の流用を行うものを予算として計上するものでございます。

以上、私の方から、平成23年度垂井町一般会計の予算に伴います補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時36分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります特別会計について補足説明をさせていただきます。

最初に、議第12号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございます。

こちらのブルーの表紙のものでございますが、そちらの方をごらんいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,300万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要について御説明をさせていただきます。

第1表の4ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成23年度垂井町予算資料の15ページをごらんいただきたいと存じます。

款1総務費、項1総務管理費2,824万9,000円でございます。こちらにつきましては、この国民健康保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費、事務電算処理関係等でございます。前年度と比較いたしまして1,196万1,000円、29.7%の減額となっております。減額となりましたのは、職員が3名から1名減少したことに伴う人件費の減が主な要因でございます。

項2徴税費226万9,000円でございますが、こちらにつきましては、国保税等の徴収に係ります経費でございます。

項3運営協議会費5万3,000円でございます。こちらにつきましては、国民健康保険の運営につきまして重要な事項を審議する協議会でございますが、前年と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費16億6,353万1,000円でございます。こちらにつきましては、医療費等に要する経費でございますが、前年度と比較いたしまして2,405万4,000円、1.4%の減額でございます。

項2高額療養費1億8,016万6,000円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして1,101万2,000円、5.8%の減額でございます。

項3移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

項4出産育児諸費1,891万円でございますが、こちらにつきましては出産育児一時金でございます。前年度と同額の予算を計上させていただきました。

項 5 葬祭諸費325万円でございますが、前年度と比較いたしまして50万円、13.3%の減額でございます。

続きまして、款 3 項 1 後期高齢者支援金等 3 億2,455万3,000円でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険に係ります財政支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして488万7,000円、1.5%の増額でございます。

続きまして、款 4 項 1 前期高齢者納付金等94万3,000円でございますが、こちらにつきましても、前期高齢者に要する医療に係ります各保険者の財政支援金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして 8 万円、7.8%の減額でございます。

続きまして、款 5 項 1 老人保健拠出金 2 万2,000円でございますが、こちらにつきましては老人保健事務費拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして382万2,000円、99.4%の減額でございます。

続きまして、款 6 項 1 介護納付金 1 億5,602万2,000円でございますが、こちらにつきましては介護保険制度に係ります第 2 号被保険者40歳以上の方の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして1,985万7,000円、14.6%の増額でございます。

続きまして、款 7 項 1 共同事業拠出金 3 億1,096万7,000円でございますが、こちらにつきましては、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に係ります岐阜県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。前年度と比較いたしまして4,251万1,000円、15.8%の増額でございます。

続きまして、款 8 項 1 保健事業費191万9,000円でございますが、これにつきましては、医療費の通知等に係ります経費でございますが、前年度と比較いたしまして 1 万4,000円、0.7%の増額でございます。

項 2 特定健康診査等事業費2,778万6,000円でございますが、こちらにつきましては、特定健康診査、あるいは特定保健指導に要する経費でございますが、前年度と比較いたしまして202万5,000円、7.9%の増額でございます。

続きまして、款 9 項 1 基金積立金 8 万1,000円でございますが、こちらにつきましては、基金の利子を見込んでいますものでございます。

続きまして、款10項 1 公債費12万8,000円でございますが、こちらにつきましては、後ほど 1 ページの方で御説明いたしますが、一時借入金に係ります利子分を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、款11諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金170万1,000円でございますが、こちらにつきましては、保険税の還付金を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、款12項 1 予備費につきましては、収支の均衡を図るため、2,244万8,000円を予

算計上させていただきました。

歳出合計は27億4,300万円で、前年度と比較いたしまして2,700万円、1.0%の増となったところでございます。

続きまして、ページを戻っていただきまして、歳入の御説明をさせていただきます。

2ページでございますが、款1項1国民健康保険税6億9,770万円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして1,100万円、1.6%の増額でございますが、退職被保険者等に係ります保険税の伸びが主な原因でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料22万円でございますが、保険税に係ります督促手数料でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金5億44万3,000円でございますが、前年度と比較いたしまして1,797万4,000円、3.5%の減でございます。

項2国庫補助金1億2,799万2,000円でございますが、前年度と比較いたしまして996万1,000円、7.2%の減でございます。

続きまして、款4項1療養給付費交付金1億3,666万9,000円でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費に係る交付金でございますが、前年度と比較いたしまして405万6,000円、2.9%の減でございます。

続きまして、款5項1前期高齢者交付金6億6,754万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして1,664万9,000円、2.6%の増でございますが、前期高齢者の医療費、つまり65歳から74歳までの方の医療費の増加が主な原因となっております。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金1億570万1,000円でございますが、こちらにつきましては、医療費等に係ります保険者の財政支援のための県からの調整交付金でございます。前年度と比較いたしまして428万7,000円、3.9%の減でございます。

項2県負担金1,861万8,000円でございますが、こちらにつきましては、主なものとして高額医療費共同事業と特定健康診査に要する費用に係ります県からの負担金でございます。前年度と比較いたしまして566万8,000円、43.8%の増でございます。

続きまして、款7項1共同事業交付金2億8,467万8,000円でございます。こちらにつきましても、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、これらは高額な医療費を要したときに要する費用のために岐阜県国民健康保険団体連合会が実施している事業でございますが、そちらからの交付金でございます。前年度と比較いたしまして3,221万円、12.8%の増でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入8万7,000円でございますが、国民健康保険基金の利子分でございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金1億2,761万6,000円でございます。こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございますが、四つの項目がありまして、保険税の軽減に係る保険基盤安定のための繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金に係

る経費に要する町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。前年度と比較いたしまして346万円、2.6%の減でございます。

項2基金繰入金1,000円でございますが、科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10項1繰越金7,322万3,000円でございますが、前年度繰越金でございます。前年度と比較いたしまして132万7,000円、1.8%の増でございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子、項3雑入でございますが、ごらんとおりでございます。歳入合計は27億4,300万円でございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、第2条、一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それと、6ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書並びに、23ページからは職員の給与費明細書が添付されておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第19号 平成23年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

こちらの紫色の表紙のものでございますが、第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,400万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要について御説明をさせていただきます。

第1表の3ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成23年度垂井町予算資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

款1総務費、項1総務管理費884万7,000円でございます。こちらにつきましては、職員の人件費が主なものでございまして、前年度と比較いたしまして10万1,000円、1.2%の増額となっております。

項2徴収費59万9,000円でございますが、こちらにつきましては保険料の徴収に係ります経費でございまして、前年度と比較いたしまして20万1,000円、25.1%の減額となっております。

続きまして、款2項1後期高齢者医療広域連合納付金2億4,275万4,000円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費の負担金でございまして、前年度と比較いたしまして2,797万3,000円、10.3%の減となっております。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,061万2,000円でございますが、こちらにつきましては、健康診査、いわゆる75歳以上のすこやか健診に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして206万4,000円、24.1%の増額でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございますが、こちらにつきましては保険料の還付金で、前年度と同額の予算計上でございます。

項2繰出金1,000円でございますが、科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5項1予備費につきましては、収支の均衡を図るため、96万7,000円を予算

計上させていただきました。

歳出合計は2億6,400万円で、前年度と比較いたしまして2,600万円、9.0%の減となったところでございます。

続きまして2ページ、歳入の御説明をさせていただきます。

款1項1後期高齢者医療保険料1億9,136万3,000円でございますが、こちらにつきましては、広域連合への負担すべき保険料ごとに予算計上させていただきました。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料でございます。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金473万8,000円でございます。こちらにつきましては、すこやか健診に係ります岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金6,120万4,000円でございます。こちらにつきましては、事務費繰入金、保険基盤安定に係ります繰入金、保健事業費に係ります繰入金の三つにつきまして一般会計から繰り入れるものでございます。前年度と比較いたしまして987万8,000円、13.9%の減でございます。

続きまして、款5項1繰越金664万1,000円でございますが、前年度繰越金でございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2預金利子、項3雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつ予算計上させていただきました。

歳入合計につきましても、歳出と同様に2億6,400万円の予算計上でございます。

4ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書並びに、11ページからは職員の給与費明細書が添付されておりますので、お目通しを願いたいと存じます。

以上で、住民課の所管に係ります特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） それでは、上下水道課が所管いたします四つの特別会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第13号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計について説明させていただきます。ピンクの表紙のものでございます。

1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,438万円と定めるものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。3ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費3,765万9,000円で、前年比2,531万5,000円の増でございます。人件費、電気設備等の保安管理委託料などを計上しております。また、梅谷、敷原、東大滝簡

易水道を上水道の給水区域とする準備を進めさせていただいておりますが、この統合により三つの簡易水道に係ります基金の取り崩しを予定しております。垂井町水道事業会計へ引き継ぎ金として2,542万8,000円の繰出金を計上しております。

款2事業費、項1事業費3,141万3,000円で、前年比4,190万9,000円の減となったところでございます。主なものといたしましては、二つの簡易水道事業分の電気料、既設配水管の漏水修繕費、また検針業務並びに水質検査の委託料、配水管の布設がえ工事、北部簡易水道の取水場のしゅんせつ工事などの施設の維持管理費に要する経費を計上させていただいております。

次に、款4予備費、項1予備費530万7,000円、前年比387万4,000円の増でございます。

款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費、前年と同額1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入でございます。2ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金500万3,000円、前年比44万7,000円の増でございます。新規の加入金、分水工事負担金を見込み、計上いたしております。

款2使用料及び手数料、項1使用料3,988万4,000円、対前年比649万5,000円の減で計上したところであります。これは、二つの簡易水道分の水道使用料でございます。

項2の手数料は1万7,000円、督促手数料などを見込みました。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入4万6,000円、基金の利子収入を見込みました。

款4繰入金、項2基金繰入金2,542万8,000円、前年比657万2,000円の減でございます。これは、三つの簡易水道事業分の基金取り崩しに伴います基金からの繰入額を見込み、計上させていただきました。

次に、款5繰越金、項1繰越金400万円、前年と同額を計上させていただきました。

款6諸収入、項2雑入、前年と同額1,000円を計上させていただきました。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付させていただいております。お目通しの方をよろしくをお願いいたします。

以上、平成23年度垂井町簡易水道特別会計予算といたしまして、歳入歳出それぞれ7,438万円とするものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第14号 平成23年度公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

今度は水色の表紙でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,800万円と定めるものでございます。

では、3ページをお願いいたします。歳出から説明をさせていただきます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費3億6,420万円、前年比8,259万6,000円の減でございます。平成23年度の公共下水道整備につきましては、御所野交差点改良に合わせて、交差点部分に係ります推進工事と、宮代地区の13ヘクタールの面整備を実施する予算でございます。22

年度に面整備工事を実施しました区域の舗装復旧工事もこの中で見込ませていただいております。また、新たに認可区域とする東地区、宮代地区の測量及び東地区の管路設計に伴います委託料も見込んでおります。そのほか、浄化センターの維持管理費に関する費用もこの中で見込ませていただいております。

続きまして、款 3 公債費、項 1 公債費 3 億 5,355 万円で、前年比 527 万 8,000 円の減でございます。平成 22 年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款 4 予備費、項 1 予備費 25 万円で、前年比 12 万 6,000 円の減で計上させていただきました。

続きまして、2 ページの歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金 4,971 万 9,000 円、前年比 669 万 2,000 円の減でございます。平成 22 年度に面整備を行いました宮代地区、東地区の受益者負担金等を計上させていただいております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 1 億 6,814 万 3,000 円、前年比 1,126 万円の増でございます。2,930 世帯分の下水道使用料を見込ませていただいております。

項 2 手数料でございます。67 万 2,000 円で、前年比 55 万円の増。公認業者登録手数料でございます。現在 100 社の登録がありますが、公認業者登録につきましては、5 年ごとの更新をお願いしております。更新業者 62 社分と新規分を見込ませていただいております。督促手数料についてもこの中で計上をしております。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金 5,500 万円で、前年比 1,000 万円の減でございます。平成 23 年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国庫からの補助金 50% を受け入れるものでございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金で、前年と同額の 1,000 円を計上させていただきました。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 3 億 65 万 5,000 円、前年比 3,455 万 9,000 円の減でございます。後ほど御審議をいただくものでございますが、一般会計からの繰入額を計上しております。

款 7 繰越金、項 1 繰越金 3,000 万円を見込ませていただいております。

款 8 諸収入、項 1 預金利子につきましては、前年と同額の 1,000 円を計上いたしました。

項 2 雑入につきましては 570 万 9,000 円、これは消費税還付金と下水道推進協議会からの事務費負担金を見込ませていただいております。

款 9 町債、項 1 町債 1 億 810 万円、前年比 2,925 万円の減で、下水道事業債を見込ませていただきました。これにつきましては、国庫補助金等の対象事業については 90%、町単独事業分については 95% の起債を起さずといったものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 7 億 1,800 万円といたすものでございます。

それでは、1 ページにお戻りをお願いいたします。

第 2 条で地方債について定めさせていただいております。

4 ページの第 2 表で地方債発行について掲げさせていただいております。起債の目的、公共下水道事業、限度額 1 億 810 万円、起債の方法につきましては証書借り入れ、利率 5% 以内、

償還方法については、借入先の融資条件によるものでございます。

また、一時借入金でございますが、第3条に基づきまして、地方自治法第235条の3第2項によりまして、限度額を1億7,170万円と定めるものでございます。

また、14ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

17ページにつきましては、地方債の現在高、前年度現在高等の調書を添付しております。よろしくお目通しの方をお願いいたします。

以上、平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第15号 平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

オレンジの表紙でございます。1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,220万円と定めるものでございます。農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第1と伊吹の農業集落排水施設の維持管理並びに地域の衛生的で快適な環境を保全するための予算を計上させていただいております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。3ページをよろしくをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費に715万円、前年比2万8,000円の増でございます。主なものといたしましては、北部第1農業集落排水組合補助金を計上させていただいております。これにつきましては、地元負担分の借り入れに対する補助金を計上しております。

款2管理費、項1維持管理費に1,690万8,000円、前年比10万6,000円の減でございます。主なものといたしましては、二つの施設の維持管理費業務についての委託料でございます。

款4公債費、項1公債費801万6,000円、前年比20万円の減でございます。伊吹農業集落排水事業時に借り入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は12万6,000円、前年比2万2,000円の減で計上いたしました。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。2ページでございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、前年と同額の3,000円でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料で1,200万6,000円、前年比58万円の減でございます。二つの農業集落排水事業の処理世帯からの使用料分でございます。

項2の手数料1,000円は、督促手数料でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入1万円で、前年と同額でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金1,997万8,000円で、前年比30万円の増でございます。一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金に20万円、前年と同額を計上させていただきました。

款6諸収入、項1預金利子、及び項2雑入でございます。それぞれ1,000円、前年と同額を計上させていただいております。

以上、歳入歳出それぞれ3,220万円とするものでございます。

10ページの方に債務負担行為の調書を添付させていただいております。お目通しをいただきます。

また、11ページの方では地方債の現在高等の調書を添付しておりますので、お目通しをよろしく願います。

以上、平成23年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

今度は黄色の表紙でございます。よろしく願います。

1ページ、2ページで説明をさせていただきます。

まず第2条で、業務の予定量を明記させていただいております。給水戸数8,572戸、前年比で147戸の増を見込みました。年間総配水量は376万6,000立方メートル、前年比6万4,000立方メートルの増でございます。1日平均配水量を1万300立方メートルと見込みました。主要な建設改良事業といたしまして、第6次変更事業で、相川右岸配水区減圧弁室築造工事、及び配水系統切りかえに伴う排泥弁新設工事、また施設改良事業といたしまして、公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、第1水源高区配水池撤去工事などがございます。

続きまして、第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。収入予定額であります。水道事業収益といたしまして3億2,116万9,000円で、前年比257万6,000円の増でございます。内訳といたしまして、水道料金など営業収益3億1,931万円、前年比326万2,000円の増でございます。営業外収益で185万9,000円で、前年比68万6,000円減の計上でございます。

次に、支出予定額でございます。水道事業費用といたしまして3億4,287万6,000円、前年比2,351万8,000円の減であります。内訳といたしまして、人件費を含む維持管理費の営業費用が3億457万5,000円、前年比2,136万2,000円の減でございます。営業外費用といたしまして、企業債償還金利子で3,450万8,000円、前年比111万7,000円の減でございます。予備費は379万3,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

2ページになりますが、資本的収入といたしまして6,926万5,000円、前年比2億1,595万5,000円の減でございます。内訳といたしまして、加入金ですが、新規加入金として519万7,000円、工事負担金では、公道分負担金として600万円、他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設がえ工事負担金などで3,264万円、出資金は2,542万8,000円、三つの簡易水道事業からの引き継ぎ金を計上させていただきました。

次に支出予定額ですが、資本的支出といたしまして2億4,602万4,000円、前年比1億4,958万2,000円の減でございます。内訳といたしまして、建設改良費では、第6次変更事業に係ります相川右岸配水区減圧弁室築造工事、及び配水系統切りかえに伴う排泥弁新設工事や、公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、第1水源地高区配水池撤去工事などで2億780万1,000円、企業債償還金で3,822万3,000円であります。

第4条でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,675万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,675万9,000円で補てんするものでございます。

次に、第5条の一時借入金につきましては、限度額1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、職員給与費を3,043万3,000円と定めるものでございます。

第7条では、たな卸資産の購入限度額を894万1,000円と定めるものでございます。

なお、13ページ以降に資金計画、損益計算書、貸借対照表を添付しております。お目通しをいただきたいと思っております。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 健康福祉課所管の特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第16号 平成23年度不破郡介護認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

この緑色の表紙でございます。

お開きいただきまして1ページでございますけれども、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,025万円と定めるものでございます。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算をごらんいただきたいと思っております。

3ページの歳出でございますけれども、予算資料は18ページからでございます。

款1項1認定審査費で1,020万1,000円でございます。前年度より108万5,000円の減額でありますけれども、これにつきましては、職員異動によります職員給与分などがございます。この項では、主に委員報酬でありますとか、人件費等を計上しております。

款2予備費、項1予備費でございますが、4万9,000円を計上しております。

続きまして2ページ、歳入でございますけれども、款1分担金及び負担金、項1負担金で339万円、前年度より28万4,000円の減額でございますけれども、こちらでは関ヶ原町と共同でこの審査会を設置しておりますので、その負担金でございます。65歳以上の方の人口割70%と平等割30%として計上しております。

款3繰入金、項1他会計繰入金で660万9,000円、前年度より55万6,000円の減額でございますけれども、これは関ヶ原町の負担割合に応じました垂井町負担分でございます。その分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金で25万円を計上いたしております。

款5諸収入、項1町預金利子で1,000円を計上させていただきました。

この会計では1,025万円で、前年度比105万円、9.3%の減額となっております。

また、8ページ以降に給与費明細書等をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思

います。

続きまして、議第17号 平成23年度垂井町介護保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちら濃いピンク色の表紙でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,200万円と定めるものでございます。

また第2条で、一時借入金の額は5,000万円と定めさせていただくものでございます。

お開きをいただきまして、第1表 歳入歳出予算の歳出から御説明させていただきます。

4ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費で3,186万3,000円、前年度より193万1,000円の増額でございますけれども、こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費でございます。主に平成24年度から26年度を計画期間とする第5期計画の策定に係る経費の分での増でございます。

項2 徴収費で83万7,000円でございます。こちらにつきましては、納付書の印刷でありますとか郵送料で予算計上をさせていただきました。

項3 認定審査費では769万7,000円、前年度比で49万2,000円の増額でございますけれども、こちらの科目では、主治医意見書作成料でありますとか、介護事業所への認定調査委託料を見込んでおります。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費では13億8,940万円、こちらは在宅介護サービス、あるいは施設介護サービスに係ります給付費等がふえております関係上、額が大きくなっております。前年度から見ますと1億4,170万円の増額となっております。

項2 介護予防サービス等諸費で5,360万円でございますが、こちらは要支援の方に対する給付といたしまして予算計上をしております。対前年度490万円の増額でございます。

項3 サービス給付費諸費でございますが180万円、前年度より20万円の増額で、国保連合会への審査手数料を計上いたしております。

項4 高額介護サービス等費でございますが2,250万円、こちらは高額の関係でございますが、同じ月に1割の自己負担をされるわけですが、負担限度額を超えた方に対しまして一定の給付をするというものでございます。対前年度500万円の増額となっております。

項5 特定入所者介護サービス等費で5,640万円でございます。こちらは前年度より900万円の増額となっております。施設サービス利用に関しまして、食費や住居費等が利用者負担になっておるわけでございますが、所得の低い方に対しまして、平均的費用と所得段階ごとの負担限度額の差額を給付いたしております。

項6 高額医療合算介護サービス等費でございますが530万円で、対前年度470万円の増額でございます。年間の保険と介護保険の自己負担額の世帯単位での合算額が高額になった場合に、限度額を超えた被保険者に対しまして償還をするものでございます。

続きまして、款 3 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金でございますが、130万3,000円を計上いたしております。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費で486万9,000円、前年度より597万8,000円の増額でございます。こちらは要支援、あるいは要介護状態になる前の方への予防事業の展開等の経費を計上いたしております。

項 2 包括的支援事業・任意事業費で948万8,000円、こちらでは包括的予防のケアマネジメント事業、あるいは相談事業等を行っております。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金でございますが、5万1,000円を見込んでおります。

款 6 予備費、項 1 予備費では、6,674万1,000円を計上いたしております。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金では、1,015万1,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして、2ページでございます。

款 1 保険料、項 1 介護保険料で2億8,700万円でございます。前年度より580万円の増額であります。

款 3 使用料及び手数料、項 2 手数料で3万6,000円、前年度と同額でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金で2億7,280万1,000円、前年度より2,945万円の増額であります。こちらにつきましては割合が決まっております、在宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担する分として、その持ち分を計上しております。

項 2 国庫補助金でございますが7,004万円、前年度より543万8,000円の増額でございます。こちらは調整交付金といたしまして介護給付費総額の4.25%を見込んでおります。

続きまして、款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金で4億6,016万2,000円、前年度より4,785万6,000円の増額でございます。こちらは、介護給付費交付金につきましては介護給付費総額の30%と、地域支援事業支援交付金につきましても地域支援事業費の30%を見込んでおります。

款 6 県支出金、項 1 県負担金で2億2,412万6,000円で、前年度より2,433万8,000円の増額でございます。こちらも、先ほどの国庫負担金と同じで負担割合が決まっております、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で算出をいたしております。

項 2 財政安定化基金支出金は、1,000円を計上しております。

項 3 県補助金で253万1,000円につきましては、地域支援事業交付金として介護予防では12.5%、包括的支援任意事業では20.25%と、それぞれ定められた率で見込んでおります。

また、項 4 委託金では、1,000円を見込んでおります。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入で5万1,000円、こちらにつきましては基金利子でございます。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金で2億2,448万3,000円、これにつきましても割合が決まっております、介護給付費繰入金で介護給付費の12.5%を町が負担するため繰り入れるもので

ございます。そのほか事務費等繰入金で3,082万6,000円を、人件費等に係ります経費を繰り入れるものでございます。

また、項2基金繰入金では、533万1,000円を計上いたしております。

次に、3ページの繰越金でございますが、前年度繰越金として1億1,148万円を見込んでおります。

款11諸収入では、395万6,000円を計上いたしておりますが、この中では、項3雑入で395万3,000円を見込んでおりますが、これは介護予防サービス計画費の受託金を見込んでおります。

款12町債、項1財政安定化基金貸付金では1,000円の計上でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

また、末尾22ページ以降には給与費の明細書もつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、議第18号 平成23年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

こちらの肌色の表紙のものでございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

次のページをお開きいただきまして、第1表 歳入歳出予算の3ページ、歳出でございますが、款1項1認定審査費107万円で、前年度と同額でございます。こちらでは、各委員の報酬等、事務的経費を計上させていただきました。

次に、歳入につきましては、2ページでございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金で32万9,000円、前年度より3,000円の減であります。こちらは関ヶ原町からの負担金でございますが、負担割合につきましては、障がい者関係の手帳所持者の方の割合による人口割で70%、平等割で30%と定めておりますので、その分の受け入れでございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金で63万1,000円、こちらは関ヶ原町の負担割合と同じ割合で算出したしました垂井町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

款4繰越金、項1繰越金で11万円を見込ませていただきました。

以上、健康福祉課に係ります特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第11号 平成23年度垂井町一般会計予算から議第20号 平成23年度垂井町水道事業会計予算は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、こ

れに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、藤埴理君、吉野誠君、木村千秋君、栗田利朗君、広瀬文典君、奥村耕作君、末政京子君、岩崎秋夫君、丹羽豊次君、小林敏美君、広瀬康君、以上の11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に藤埴理君、副委員長に木村千秋君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第4 議第1号 専決処分の承認について

議長（衣斐弘修君） 日程第4、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第1号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

平成22年9月30日、町道表佐49号線上において、歩行者がグレーチングの開口部に足を挟み転倒し、負傷された事故につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、平成22年12月24日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めますのでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） ただいま提案されました議第1号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

昨年9月30日でございましたけれども、午前7時過ぎに、けがをされた当人の母親の方から建設課の方に連絡がございまして、犬の散歩中に、表佐地内の道路でございまして、1373番2の地先でございまして。この場所は、表佐の習南の比女神社の西道路を南へ下がりをしまして、比女住宅方面へ行く、東へ折れるところがございましてけれども、その近くの側溝でございました。町道表佐49号線でございましてけれども、その側溝の穴に落ち、けがをされたということで連絡を受けたところでございます。

早速職員で現場確認をいたしましたところ、用水路のグレーチングのふたの開閉ゲートの作業用の一部グレーチングがない状態でございました。その大きさは大体20掛ける10センチほどの大きさでございました。そのときには現場にカラーコーンを設置し注意を促しまして、後日、ふたをしたところでございます。

この現場につきましては、地元要望に基づきまして3年前に町で施行したものでございますけれども、グレーチング形状に事故の一因があったということでございます。御本人さんは、左ひざ裂傷と左大腿部打撲ということで4回通院され、医療費として6,680円を要されたところでございまして、12月24日に示談書を取り交わしました。それに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、今回報告し、承認を求めるとでございます。

今後は、こうしたことがないように今まで以上に最善の注意をしながら進めてまいりますので、よろしく御審議を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

- 議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 議第8号 町道路線の認定について
- 議第9号 指定管理者の指定について
- 議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（衣斐弘修君） 日程第5、議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正についてから議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について、議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について、及び議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてから議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第2号から議第10号まで、及び議第29号について一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正につきましては、垂井町まちづくり基本条例の施行に伴い、まちづくり推進に係る主管課を明確化するとともに、その他分掌事務について必要な整備を行うものであります。

議第3号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業をすることができるように所要の改正を行うものであります。

議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、垂井町退職手当審査会委員、まちづくりセンター員等の規定を新たに追加し、報酬額を定めるものであります。

議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正につきましては、指定管理者による管理を定めておりましたものを、指定管理者を置かない場合も運用できるように全部改正を行うものであります。

議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、クリーンセンターに直接搬入し処分されます一般廃棄物及び産業廃棄物に係る手数料の改正を行うものであります。

議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、平成23年4月

1日をもって、梅谷簡易水道、東大滝簡易水道及び敷原飲料水供給施設を上水道給水区域に編入するため、給水区域、給水人口及び1日の最大給水量の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、議第6号に関連しまして、水道の名称、給水区域の改正と別表における敷原飲料水供給施設の料金表を削除するものであります。

議第8号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに垂井165号線ほか8路線を町道として認定するものであります。

議第9号 指定管理者の指定につきましては、垂井町デイサービスセンター及びけやきの家の指定管理者として社会福祉法人垂井町社会福祉協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議第10号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成23年度において公共下水道事業収入が見込めないため、垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れをしようとするものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時16分 再開

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方からは、総務課所管に係ります条例関係の一部改正について補足説明をさせていただきます。

条例とは別に、改正に係ります新旧対照表もあわせてお配りしてございますので、ごらんになっていただきたいと存じます。

それでは一つ目でございますが、議第2号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

垂井町内部組織設置条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、御存じのように、各課の設置、それから各組織の分掌事務を定めておる規定でございますが、今回、一部改正につきましては、先ほども町長からも提案説明がございましたように、まちづくり基本条例の施行に伴いますまちづくりに関すること、以下、所要の改正、あるいは整理を行うものでございます。

第2条でございますが、こちらにつきましては企画調整課の主な分掌事務を規定しているところでございまして、まちづくり基本条例が4月1日に施行されるに伴いまして、まちづくり

に關します主たる所管課を企画調整課に置くという改正でございます。そういったことで、企画調整課の分掌事務にまちづくりに關することを加えるものでございます。

また、この第2号につきましては、このまちづくりに關することを工に加えることにつきまして、その他必要な整理を圖ったところでございます。

次に、同じく第2条第3号でございます。こちら第3号につきましては、税務課の主な分掌事務を規定しているところでございます。総合窓口の定着によりまして、国民健康保険税、介護保険料等につきまして、所得または固定資産を算出根拠としているものでございまして、このあたりにつきましては税務課の分掌事務として一体的に管理していった方が事務的に合理的であると、そういった観点から税務課の分掌事務の中に国民健康保険税、それから介護保険料の賦課徴収を加えるものでございまして、その他必要な整理を行ったところでございます。

次に、同じく第2条第5号でございますが、こちらにつきましては住民課の分掌事務を明記しているところでございます。医療制度改革によりまして、老人保健医療特別会計につきましては今年度をもって廃止をするわけでございますが、それにかわるべき後期高齢者医療について、老人保健医療にかえて加えるものでございます。それから、総合窓口の推進につきまして、主たる所管課を明確にするために、総合窓口に關する事務につきましては住民課の事務とするものでございます。

次に、同じく第8号でございますが、こちらにつきましては、上下水道課の分掌事務を規定してあるところでございます。こちらに簡易水道に關することを追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行いたすものでございます。

続きまして、議第3号 垂井町職員の育児休業等に關する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に關する法律でございます。以下、育児休業法と呼ばさせていただきますが、こちらの法律の一部改正が4月1日から施行されるのに伴いまして、垂井町職員の育児休業等に關する条例について所要の改正を行うものでございますが、主な内容につきましては、非常勤職員の育児休業を認めることとした育児休業法等の改正によりまして、所要の条例改正を行うものでございます。

それでは、早速改正条例について御説明を申し上げますが、非常に内容が抽象的でわかりにくい条例改正になっております。まことに恐縮でございますが、ポイントを詰めて説明をさせていただきます。

第2条に次の1号を加える規定でございますが、この第2条の規定につきましては、育児休業をとることができない職員を規定している条文でございまして、こちらに第3号でございます。アの(ア)でございます。こちらには、在職期間が1年未満の職員については育児休業がとれない旨の規定を加えるものでございます。

次に、同じく(イ)でございますが、養育する子供さんが1歳に達するまで垂井町の職員と

して在職することが見込まれない非常勤職員についても育児休業をとることができない規定を加えるものでございます。

次に、同じく第3号のイでございますが、こちらにつきましては、既に1歳6ヵ月に達した子の育児休業についてはとることができない旨を追加するものでございます。

次に、ウでございますが、こちらにつきましては、育児休業をしている非常勤職員で、雇用の期間の更新または採用がなされない非常勤職員については対象外であるという規定を加えるものでございます。

次に、第2条の次に第2条の2を加えることにつきまして、第2条の2を第2条の3といたしまして、第2条の次に次の1条を加えるものでございますが、こちらにつきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める日、この条例で定める日という規定でございますが、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日を定める規定でございます。具体的に申し上げますと、今回の育児休業法の改正によりましては、非常勤職員の場合につきましては最長1歳6ヵ月まで育児休業を取得することができることになったわけでございますが、第1号につきましては1歳到達日までとする規定でございます。基本的な育児休業につきましては1歳までという規定でございますが、そのほか、第2号でございます。こちらにつきましては、非常勤職員の配偶者が養育する子の1歳到達日までに育児休業を既に取得していた場合、当該職員の育児休業を取得できるのは、その養育する子が1歳2ヵ月に達する日までとする規定でございます。いわゆる1歳2ヵ月までは、配偶者が既に育児休業をとっていれば育児休業が取得できる旨を規定するものでございます。

次に、第3号でございます。1歳から1歳6ヵ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が養育する子の1歳到達日の翌日を育児休業期間の初日とする育児休業をしようとする場合の育児休業を取得できるのは、その養育する子が1歳6ヵ月に達する日とするという規定でございますが、端的に申し上げまして、1歳6ヵ月まで育児休業を取得することができる規定でございますが、ただし、その条件といたしまして、次に掲げますアでございます。こちらにつきましては、当該子につきましては、非常勤職員が1歳到達日において育児休業をしている場合、または配偶者が1歳到達日において育児休業をしている場合に限定されるという規定でございます。それからイにつきましては、1歳到達日後に育児休業をすることが特に必要と認められる場合の規定につきまして規定するものでございます。

次に、第3条でございます。こちらにつきましては、育児休業法第2条第1項ただし書きにおきます、再度育児休業をとることができる特別の事情を規定しておるものでございます。今回の育児休業法の改正によりまして、非常勤職員の再度育児休業をとることができる旨の規定を追加するものでございますが、第6号の追加につきましては、非常勤職員の養育する子が1歳6ヵ月に達するまでが該当することとすることを規定するものでございます。

次に、第7号でございますが、こちらにつきましては、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い引き続き育児休業をしようとすることを追加する

ものでございます。

続きまして、第18条の改正でございます。こちらにつきましては部分休業の規定でございます。こちらにつきましては、部分休業をすることができない職員の規定でございます。先ほどの第2条の改正と同じでございますが、部分休業をすることができない職員として一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を第2号として追加することに伴いまして、条文の整理をするものでございます。

続きまして第19条でございますが、第19条の改正につきましては、非常勤職員については部分休業することができることとしたことに伴います条文の整理を図ったところでございます。

次のページでございますが、第2項につきましては、第3項を加えることによりまして、既定の条文の整理を図ったものでございます。

次に、新たに第3項を加えるものでございますが、この第3項につきましては、非常勤職員の部分休業の承認についてでございますが、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内、最長で2時間でございますが、これを行うものとしたしまして、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲とすることとする規定を新たに加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行をするものの規定でございます。

続きまして、議第4号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、第1条におきましては、報酬の支給対象となる支給する者の規定を設けておるところでございます。今回、新たに62号といたしまして、退職手当審査会委員の項目を追加するものでございます。こちらにつきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合条例及び垂井町退職手当審査会規則に基づきまして設置する退職手当審査会委員を設置するものでございます。

続きまして、63号、64号でございますが、まちづくり基本条例の施行に伴うものでございまして、63号につきましてはまちづくりセンター員を、また、64号につきましてはまちづくり審議会の委員を新たに報酬の支給する者として加えるものでございます。

続きまして65号でございますが、施設管理嘱託員ということで、今後、町内にはたくさん施設があるわけでございますが、嘱託職員で管理が十分行うことが可能であると見込まれる施設につきましては、人件費等の抑制のために施設管理嘱託員を配置していきたいということで、新たに迎えるものでございます。また、別表につきましては、支給する報酬の額を定めるものとなっておりますが、こちら59といたしまして、退職手当審査会委員につきましては月額4,200円、60のまちづくりセンター員につきましては月額15万6,000円、また61のまちづくり審議会委員につきましては月額4,200円を、62の施設管理嘱託員につきましては月額18万6,000円

を超えない範囲内で町長が定める額とする規定を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行してまいりたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは、私どもからは、議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正について補足説明させていただきます。

この生きがいセンターにつきましては、平成18年から平成22年の5年間にわたり指定管理者制度を導入し、垂井町社会福祉協議会に管理運営を行っていただいていたのですが、安定した行政サービスの提供と事業効果等を再度検証していくため、町の直接管理としていきたいという内容の全部改正でございます。

それでは、改正条文に入らせていただきます。

垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例でございます。

第1条、設置につきましては、各種サービスを提供し、要介護状態への進行を予防するため設置する内容のものでございます。

第2条、名称及び位置でございますが、第1号ではセンターの名称を、第2号では位置を定めております。

第3条、事業につきましては、第1号から第7号までの事業を行うものでございます。

第4条では利用者の範囲を、第5条では利用の許可を、おめくりいただきまして、第6条では利用の制限を、また第7条では利用許可の取り消し等をそれぞれ定めております。

第8条は利用料の規定でございますが、第1項では、利用料は1時間当たり300円とする旨を、第2項では、既納の利用料は返還しない、ただし、町長が認めるときは全額または一部を返還することができる旨を、第3項では、町長は特に必要があるときは利用料を減免することができる旨を定めたものでございます。

第9条、指定管理者による管理でございますが、町長はセンターの管理を指定管理者に行わせることができる旨を、第10条では、指定管理者の指定の手續等については、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところによるものとする旨を、第11条第1項では、指定管理者が行う業務の範囲を、第2項では、指定管理者に管理を行わせる場合においては、その読みかえ規定を定めております。

第12条では指定管理者が行う管理の基準を、第13条第1項及び第2項では指定管理者が行う場合の利用料金を、第3項では利用料金についての準用規定と、町長、指定管理者及び利用料金についての読みかえ規定を定めております。

第14条、委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定し

たものでございます。

続きまして附則でございますが、この条例は、平成23年4月1日から施行してまいりたいと思っております。

次に、議第9号 指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、平成23年1月21日付で、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会会長 桐山正紘より、垂井町デイサービスセンター、けやきの家の2施設に対して指定管理者の指定の申請が提出されました。指定管理者となる社会福祉法人垂井町社会福祉協議会は、当該2施設の管理において、平成18年から平成22年の5年間にわたり受託してきた実績があり、安定した行政サービスの提供と事業効果等が相当期待できることから選定といたしました。指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間といたしました。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議第29号 垂井町生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の全部改正、議第9号 指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります議第5号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、クリーンセンターで処理を行う廃棄物に対します処理手数料を改めるものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表8ページをよろしくお願いしたいと存じます。

別表第1、直接搬入し、処分されるものの項中「100キログラム」を「10キログラム」に、「900円」を「100円」に改めるものでございます。別表第1は、条例第8条で規定しております一般廃棄物処理手数料の関係でございますが、これまで100キログラムを測定単位として900円の手数をいただいていたものを、10キログラム当たり100円に改めるものでございます。

次に、別表第2、直接搬入し、処分されるものの項中「100キログラム」を「10キログラム」に、「1,300円」を「150円」に改めるものでございます。別表第2は、条例第11条で規定しております産業廃棄物処理費用の関係でございますが、別表第1と同様に、100キログラムを測定単位として1,300円の処理費用をいただいていたものを10キログラム当たり150円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年5月1日から施行するものでございます。周知期間を考慮いたしまして、5月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程されております議第6号の垂井町水道事業の設置等に関する条例と、議第7号の垂井町簡易水道給水条例の一部改正につきまして、関連がありますのであわせて補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表も9ページから載せてありますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

水道事業は、第6次変更事業として、上水道事業の給水区域の拡張と安定供給、災害に備えた水道施設の充実強化を目的として、平成13年に認可を受けて事業を行ってきているところでございます。上水道の給水区域の拡張として、現在までに府中増圧ポンプ場の改修工事を行い、本年度で梅谷、敷原、東大滝地区への配水管布設工事が完了するところであります。これによりまして、この地区への上水道からの給水が可能となったことで、6次変更事業の認可内容を踏まえまして、条例の一部を改正し、上水道の給水区域となりました区域を簡易水道給水条例から削除するものでございます。

それでは、議第6号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第2項中「及び栗原地区」を「、栗原地区」に改め、「境野」の次に「、梅谷地区、敷原地区及び大滝地区のうち字東谷の一部」を加え、同条第4項中、給水人口でございますが、「2万4,000人」を「2万8,600人」に改め、同条第5項中、1日最大給水量「1万4,400立方メートル」を「1万8,500立方メートル」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第7号 垂井町簡易水道給水条例の一部を改正する条例でございます。

第3条の表、梅谷簡易水道の項から敷原飲料水供給施設の項までを削り、同表、北部簡易水道（営農飲雑用水供給施設）の項中「東大滝簡易水道の区域」を「字東谷の一部」に改めるものでございます。また、別表中の標記部分を削りまして、また敷原飲料水供給施設に係る表を削るものでございます。

附則といたしまして、1項におきまして、施行期日を平成23年4月1日から施行するといったところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2項、3項で、経過措置の規定を定めております。

第2項で、改正前の垂井町簡易水道給水条例の規定により行われた水道の使用等についてなされた処分、手続その他の行為は、施行日以後は垂井町水道事業に係る水道の使用等についてなされたものとみなす規定でございます。

3項では、梅谷簡易水道、東大滝簡易水道及び敷原飲料水供給施設に係る剰余金、財産管理及び処分並びに債権、債務について、垂井町水道事業に継承するとする規定でございます。

以上、条例改正につきましての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第10号でございます。平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについての補足説明をさせていただきます。

地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業の経営は、特別会計を設置し、経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとございます。ただし、建設途上とかにより財源が得られない場合については、一般会計から繰り入れることができるとしております。

垂井町公共下水道事業特別会計の財源につきましては、国・県補助金、使用料及び手数料、受益者負担金、下水道債、繰越金などの財源をもって構成されておりますが、公共下水道事業の整備率は22年度末で45.3%とまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては、一般会計から繰り入れをお願いし、財源の収支を図らせていただくものでございます。

それでは、本文でございます。地方財政法第6条の規定によりまして、次のとおり平成23年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れるものでございます。

1. 繰入金額は3億65万5,000円、2. 繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） ただいま上程されております議第8号 町道路線の認定につきまして補足説明を申し上げます。

今回は、町道認定路線9路線をお願いするものでございますけれども、お手元に町道路線認定調書というのがあるかと思っておりますので、これにて御説明をさせていただきます。なお、大変申しわけございません。この調書の3枚目、4枚目がA3の折ったものがございますけど、4枚目が逆になっておるかと思っております。大変申しわけございませんでした。あと5枚目以降につきましては、それぞれ認定道路の位置図をつけておりますので、こちらの方もごらんをいただきたいと思っております。

今回の町道認定につきましては、平成21年度から平成22年度にかけて行いました道路改良2件と、平成23年度に予定しております7件の町道認定路線9路線をお願いするものでございます。

まず最初でございますけれども、路線番号が1165号、路線名が垂井165号線でございます。この起点は、垂井字戸海939番3地先から、終点は字戸海951番1地先でございます。これは垂井町の戸海でございますけれども、戸海団地南入口の1本西側のところでございますが、宅地開発が行われまして、その進入路でございます。幅員4.3メートルから5メートルの延長94.7メートルでございます。

2番目でございますけれども、路線番号3137号、路線名、表佐137号線でございます。起点は表佐字平田4639番5地先から、同平田4646番1地先まででございます。ここは道路改良計画

によるもので、事業前の認定が必要となりますのでお願いするものでございます。場所は、表佐新町にサンレールという会社がございますけど、その南側で、県道から西へ行きます道路が表佐101号線というのがありますけれども、そこから北へ少し上がって、また東へ行って県道に接続するというものでございます。幅員は4メートルから5メートルの延長251.7メートルでございます。

3番目でございますけれども、路線番号5169号、路線名、梅谷18号線でございます。起点は梅谷字尻江149番地先から、終点は字後谷715番地先まででございます。この場所につきましては、梅谷入り口から清風園に向かいますと、すぐ西谷川という川がございますけど、その西側沿いに北へ行く道でございます。この道は、平成20年に豪雨災害が生じたため、県が防災ダムを建設した際整備したものでございますけれども、その道を今回認定するものでございます。防災ダム手前までの認定で、幅員3メートルの延長309メートルでございます。

4番目でございますけれども、路線番号5170号、路線名、梅谷19号線でございます。起点は梅谷字登360番地先から、同字357番1地先までで、認定が必要となりますので、これから道路改良を行いたいということがございますけれども、認定をお願いするものでございます。ここは、平成20年、西谷川の豪雨災害がありました民家地点上流側から西へ行き、以前、梅谷のゲートボール場がございましたけれども、その地点まで、先ほどの梅谷18号線へ接続される道でございます。幅員3.5メートルで延長50メートルでございます。

5番目でございますけれども、路線番号7064号、路線名、綾戸64号線でございます。起点は綾戸字河原道1202番13の地先から、終点は同じく同字1202番の13地先まででございます。ここは河原道町営住宅の東の相川堤に沿って国道に行く道でございます。現在、不破中前から河原道町営住宅南につきまして道路改良を行っております。これは綾戸60号線の道路改良でございますけれども、その工事に伴いまして、既設の道路部分について新規に乗り入れをつくります。従来ありました旧道につきましては、同じ場所のすぐ東側で方向を変えて旧道接続をしていきたいというふうに思っておりますので、東側用地部分を認定させていただくものでございます。幅員5メートルで延長20メートルでございます。

6番目でございますけれども、路線番号7065号、路線名、綾戸65号線でございます。起点は綾戸字山ヶ道981番1地先から、終点同字952番地先まででございます。ここはユニチカゴルフの東側道路の南北道がございますけれども、中ほどから斜めに北へ東分団車庫へ抜ける道でございます。現在、歩行者通行しかできない状況でございますので、改良を行うため認定するものでございます。幅員4メートルで延長156.8メートルでございます。

7番目でございますけれども、路線番号7066号、路線名、綾戸66号線でございます。起点は綾戸字河原道1085番3地先から、終点、同字1059番1地先まででございます。ここは不破中から東へ、綾戸方面へ抜ける道がございますけれども、河原道町営住宅へ入る道のちょっと東へ行ったところに橋がかかっております。その橋の東側沿いに北のJR側へ行く道でございます。終点付近は現在林でございますけれども、道路改良を行うために認定するものでございます。

幅員 5 メーターで延長70メートルでございます。

8 番目でございますけれども、路線番号7067号、路線名、綾戸67号線でございます。起点は綾戸字河原道1037番 1 地先から、終点は同字1101番 3 地先でございます。ここは、前の綾戸66号線東側の、今現在は雑木林になっておりますけれども、こちらの方もあわせて道路改良予定を行いたいということで、綾戸66号線の終点につなげたいという計画であります。幅員 5 メーターで延長225メートルでございます。

最後の 9 番目でございますけれども、路線番号7068号、路線名、綾戸68号線でございます。起点は綾戸字屋敷189番 1 地先から、終点は同字197番地先でございます。ここは、綾戸地内でございますけれども、本通りから、等運寺というお寺が道路の北側にございますけれども、その等運寺東から裏を通り、北へ抜ける道でございますが、現在は幅員が狭いということで、道路改良を行うため認定をするもので、幅員3.5メートルで延長150メートルでございます。

以上、9 路線の町道認定路線の御説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第 2 号から議第 4 号、議第29号、及び議第 5 号から議第10号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第 6 議第21号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

議長（衣斐弘修君） 日程第 6、議第21号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第21号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、公共下水道事業費の減額に伴い、平成22年度垂井町一般会計から公共下水道事業特別会計への繰入額を減額するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程のありました議第21号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更につきまして補足説明を申し上げます。

平成22年度公共下水道事業特別会計への公共下水道事業費の国庫補助金対象事業費と起債対象事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入額の減によります調整をさせていただきます。

それでは本文でございます。

平成22年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額を次のとおり変更するものでございます。

1. 繰入額の変更前といたしまして3億3,521万4,000円、変更後といたしまして3億3,300万円で、221万4,000円の減額でございます。

2. 変更理由といたしまして、公共下水道事業費の減額による繰入額の減でございます。

よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第7 議第22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

議長（衣斐弘修君） 日程第7、議第22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、9,543万6,000円を追加し、予算総額を83億1,412万6,000円とするものであり

ます。

補正いたします主なものは、総務費では、次年度以降における財政の健全な運営に資するため、財政調整基金積み立てに係ります経費を計上いたしました。

民生費では、子ども手当給付費、私立保育所運営費負担金などを増額するほか、国民健康保険特別会計への繰出金の増額をいたしました。

衛生費では、予防接種委託料とワクチン接種などに係ります助成金の増額と、合併浄化槽設置補助事業の確定に伴います減額を行いました。

農林水産業費では、県営土地改良事業に係ります負担金の増額を、商工費では、企業誘致の進捗状況に伴い委託料の減額をいたしました。

土木費では、きめ細かな交付金を活用した工事請負費を計上したほか、除雪対策に要した経費の増額、垂井町公共下水道事業特別会計への繰出金の減額をいたしました。

消防費では、県振興補助金、消防団員等公務災害補償等共済基金助成事業に採択されたことに伴います財源振替の措置をいたしました。

教育費では、全国大会出場に係る補助金の増額と、タルイピアセンター施設修理に係る経費を計上し、府中小学校校舎の工事に係ります委託料及び工事請負費の減額をいたしました。

以上の財源につきましては、国県支出金、繰入金、繰越金等により収支の均衡を図った次第でございます。

繰越明許費につきましては、森林居住環境整備事業、きめ細かな交付金活用事業、住民生活に光をそそぐ交付金活用事業などに係ります経費を平成23年度へ繰り越して実施することをお願いするものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業の起債要望の取り消しをお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方から議第22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,543万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,412万6,000円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げてあるとおりでございます。

細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

いと存じます。

それでは歳出でございます。こちら14ページからごらんになっていただきたいと存じます。

款2総務費、項1総務管理費、目11財政調整基金費でございます。財政調整基金につきまして、当初320万、こちらにつきましては利子分でございますが、予算を見ておりましたが、今年度新たに5,000万円を加えさせていただきまして、見込み額5,320万円とするもので、5,000万円の補正を行うものでございます。

次に、同じく款2総務費でございます。項3の戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節11でございます。消耗品費におきまして9万円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、戸籍システムのプリンターのドラムでございます。こちら戸籍の公証に支障を来すおそれがあるといったことから、プリンターのドラムを交換するための消耗品関係でございますが、9万円補正をお願いするものでございます。

次に、同じく総務費、項5統計調査費、目26基幹統計調査費でございます。節11の需用費でございますが、こちらも消耗品関係でございますが、平成22年度の経済センサス調査区管理経費を歳入におきまして受け入れるに当たりまして予算を計上する必要がございますして、消耗品費に5,000円を新たに補正予算として追加するものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、平成21年度の障害者自立支援給付費等の精算に係ります国庫負担金の返還金でございます。既決額50万円、見込み額105万4,000円でございますして、55万4,000円の補正をお願いするものでございます。次に、節28繰出金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。既決額1億3,107万6,000円に対しまして見込み額1億4,194万2,000円とするものでございますが、この内訳につきましては、保険基盤安定繰出金が87万円、財政安定化支援事業繰出金でございますが941万3,000円、また、事務費に係りますその他一般会計からの繰出金でございますが58万3,000円、合計いたしまして1,086万6,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく民生費、項1の社会福祉費、目8社会福祉施設費でございます。節11の需用費で20万1,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、福社会館の東北側の自動ドアが故障しておりまして、今簡易的にちょっと作動しておりますが、こちらの本格的な修繕を至急行いたいということで、20万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で45万6,000円の補正をお願いするところでございます。こちらにつきましては、広域保育委託料でございます。他市町村の保育園で保育を希望される方が2名増加となりますことによりまして見込み額605万円に対しまして、既決額559万4,000円でございます。45万6,000円の補正をお願いするところでございます。

次に、同じく児童福祉費、目2の児童福祉施設費でございます。94万1,000円の補正でござ

いますが、こちらにつきましては、町内の私立保育所で保育を受けられる方の増員によるものでございまして、既決額9,269万9,000円に対しまして見込み額を9,364万円とするものでございまして、94万1,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく児童福祉費の目5の児童措置費でございます。72万8,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、子ども手当給付費でございます。住民移動等によります増加分を見込んだところでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。目4公害対策費、節19負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては1,422万9,000円の減額の補正を行うものでございますが、合併処理浄化槽設置整備費補助金の減額でございます。当初76基を予定しておったところでございますが、年度末、補助対象につきまして53基といたしたことによりましての事業費の確定を見込んだところでございます。そういったことから減額とさせていただくものでございます。

続きまして、同じく衛生費、項1の保健衛生費、目6保健センター費でございます。節13の委託料でございます。346万1,000円の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましては予防接種、特に日本脳炎の予防接種につきまして、しばらく勧奨的接種につきましては見送られておったんですが、昨年の10月から積極的な勧奨が復活したところでございまして、それによります増加により、予防接種の事業の委託料を見込み額といたしまして3,361万5,000円とするもので、既決額3,015万4,000円に対しまして、346万1,000円の補正をお願いするところでございます。次に、節20の扶助費でございます。1,082万9,000円の増額補正を行うものでございますが、1といたしまして新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成金でございます。インフルエンザ予防接種についても増加傾向にございまして、見込み額を984万3,000円、既決額942万3,000円といたしまして、42万円の補正でございます。

次に、2といたしまして感染症予防接種費用の助成金でございます。こちらにつきましては、子宮頸がん予防ワクチン等の感染症予防接種費用の助成事業の拡大によるものでございます。こちらにつきましては、2月、3月の接種分を見込むものでございまして、年間で見込み額を1,190万9,000円とするものでございます。既決額150万円に対しまして、1,040万9,000円の補正をお願いするところでございます。新型インフルエンザワクチン代を合わせまして、この扶助費につきましては1,082万9,000円の補正でございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては314万3,000円の補正をお願いするものでございますが、県営土地改良事業の負担金の増加でございます。こちらは西濃用水でございますが、宮代地区におけます用水施設改修事業の平成23年度事業の前倒しによるものでございまして、見込み額1,075万6,000円、既決額761万3,000円に対しまして、314万3,000円の補正となるものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございます。こちらにつきましては、節

13委託料400万円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては企業誘致に係ります経費でございまして、農業振興関係法令によりまして、地域農業振興計画の策定が義務づけられておるわけでございますが、年度内にこの計画の策定を見込んでおったわけでございますが、農政局等々との協議が思うように進まなかったということで、今年度策定ができない見通しとなったことによるものでございまして、減額をするものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費でございます。節14使用料及び賃借料でございますが、除雪用のグレーダー等の借り上げでございます。こちらにつきましては、既に予備費から1,439万円ほど充用をかけておるんですけども、予算上500万円既決されておりまして、見込み額といたしまして1,206万2,000円とするものでございまして、706万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3の道路新設改良費でございます。節15の工事請負費でございます。こちらにつきましては2,650万円の新たな補正を行うものでございます。こちらにつきましては国からの交付金を活用するものでございまして、きめ細かな交付金の活用事業で、道路及び路側改良でございます。三つの事業がございまして、垂井表佐線、アンダーパスのところでございますが、冠水表示板の設置工事、それから垂井40号線ほか町道の排水路整備事業、それから町内20ヵ所ほどの通学路交差点のカラー舗装事業でございます。こちらにつきましては、後ほど歳入あるいは繰越明許費等でも説明をさせていただきますが、100%国からの交付金を受けて行う事業でございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。111万9,000円の補正をお願いするわけでございますが、県工事の負担金でございまして、県道の改良並びに急傾斜地の崩壊対策事業等の県事業の事業費が確定見込みとなったことによりまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく款8土木費、項4都市計画費、目4公共下水道費でございます。節28の繰出金でございます。先ほども説明がございましたが、公共下水道事業特別会計繰出金でございます。公共下水道事業費の減によるものでございまして、見込み額を3億3,300万円とするもので、既決額3億3,521万4,000円に対しまして、221万4,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費でございます。こちらにつきましては財源更正でございますが、今年度、消防団員の防火衣の購入をしたところでございますが、そちらの経費につきまして、消防団員等の公務災害補償等の共済基金からの助成金の受け入れが確定をいたしました。後ほど歳入でも御説明いたしますが、283万1,000円を受け入れることによりまして財源の更正を行うものでございます。

次に、目2の消防施設費でございますが、こちらにつきましても、小型動力ポンプの購入事業につきまして、県の振興補助金の交付が決定されたところによりまして70万円を受け入れるわけでございますが、そちらの財源更正を行うものでございます。

続きまして、18ページでございます。

款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費、節13の委託料でございます。こちらにつきましては、府中小学校校舎（中西棟）耐震補強・大規模改造工事の監理業務委託料でございます。こちら監理委託業務の確定によりまして、確定額46万2,000円、既決額557万6,000円でございます。511万4,000円の減額補正を行うものでございます。次に、節15工事請負費でございますが、こちら府中小学校校舎の耐震補強・大規模改造工事による工事費でございます。工事の確定によるものでございます。確定額が1億8,931万5,000円、既決額2億1,104万円でございます。2,172万5,000円の減額補正を行うものでございます。

款10教育費、項5社会教育費でございます。目10のタリイピアセンター費でございますが、節15工事請負費でございます。こちらにつきましても769万2,000円を新たに補正をお願いするものでございますが、こちら住民生活に光をそそぐ交付金の対象事業ということでございまして、こちらはタリイピアセンターの施設の改善でございますが、屋上の防水シートの改修工事を行ってまいりたいということでございます。2,500平米ほどの防水シートの改修を行うわけでございます。こちら100%国からの交付金によって行うものでございます。

次に、同じく教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては全国大会等の出場補助金ということで、見込み額を192万4,000円とするものでございまして、既決額85万円に対しまして、107万4,000円の増額補正を行うものでございますが、理由といたしましては、今年度、垂井町内からも全国大会に多くの方々が出場しているところでございますが、特に今回、不破中学校の軟式野球部でございますが、静岡県で行われます全日本少年春季軟式野球大会に出場することが決定をいたしました。それに伴うものが主な理由でございます。

次に、款14予備費、項1予備費、目1予備費でございます。節29の予備費でございますが、既に除雪費用等に充用しておるわけでございまして、予備費の枠がなくなってきておりまして、今後、不測の事態に対応するために、充用額相当分でございますが、1,799万7,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして9ページでございますが、歳入の方の説明に入らせていただきたいと存じます。

9ページ、歳入でございますが、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金でございます。節1地方特例交付金でございますが、こちらにつきましては、額の確定によりまして減額の補正を行うものでございます。確定額が4,364万8,000円でございます。既決額4,850万円でございます。485万2,000円の減額補正を行うところでございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1の地方交付税でございますが、こちらにつきましても額の確定によりまして補正を行うわけでございますが、確定額が15億1,504万5,000円、既決額13億1,800万円に対しまして、1億9,704万5,000円の増額補正を行うものでございます。こちらにつきましては普通交付税でございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。節1の児童福祉費の国庫負担金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出の方で説明を

いたしました。保育所の運営負担金ということで、私立保育園の運営負担金に関する国からの支援分でございますが、見込み額2,366万5,000円、既決額2,311万5,000円に対しまして、55万円の補正を行うものでございます。次に、節4の保険基盤安定国庫負担金でございます。2万7,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、国民健康保険の財政支援という形で国から受け入れる負担金でございます。見込み額を724万4,000円といたすもので、既決額721万7,000円に対しまして、2万7,000円の補正を行うものでございます。

次に、同じく国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金でございます。節1総務費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出でも御説明をいたしましたきめ細かな交付金でございます。こちらが2,023万6,000円、次に、住民生活に光をそそぐ交付金が769万2,000円、合計で2,792万8,000円の増額補正で行うものでございます。

続きまして10ページでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金は同じでございます。目2の民生費国庫補助金、こちらにつきまして、節4の児童福祉費国庫補助金でございますが、地域子育て支援拠点事業外ということで、子育て支援センター事業の補助金、一時保育事業補助金でございます。国からの交付金として民生費国庫補助金として組み替えられたことによりまして補正をお願いするものでございます。当初の既決額301万9,000円に対しまして、見込み額を750万6,000円とするもので、448万7,000円の補正となるものでございます。

次に、目3の衛生費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、節1衛生費国庫補助金でございます。1,362万9,000円の減額補正となるものでございますが、こちらにつきましては、1. 汚水処理施設の整備交付金でございます。浄化槽の設置事業補助金に係ります国庫補助金でございますが、こちらは先ほども歳出で御説明いたしましたが、事業費の確定見込みによりまして、見込み額を701万1,000円とするもので、既決額1,175万4,000円に対しまして、474万3,000円の減額とするものでございます。次に、2といたしまして妊婦検診費国庫補助金でございます。こちらにつきましては、県補助金へと科目更正を行った関係でございます。既決額が832万円でしたが、そういった科目更正のために、こちら832万円の減額となっております。次に、3. 感染症予防事業等国庫補助金につきましても、こちら女性特有のがん検診費の国庫補助金の交付決定によるものでございまして、見込み額を95万4,000円とするものでございまして、既決額152万円に対し、56万6,000円の減額の補正を行うものでございます。

次に、目9の教育費国庫補助金、節3学校建築国庫補助金でございます。府中小学校（中西棟）の耐震・大規模改造事業の補助金でございます。こちらにつきましては、事業費の確定によるものでございますが、見込み額6,845万8,000円に対しまして既決額9,695万7,000円でございます。2,849万9,000円の減額とするものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。こちらにつきましては、節2の児童福祉費県負担金27万5,000円の補正をお願いするものでございますが、保育

所運営負担金として、こちらも町からの私立保育園の運営負担金に対する県からの支援でございます。見込み額1,183万2,000円に対しまして、既決額1,155万7,000円、27万5,000円の補正でございます。続きまして、節6の保険基盤安定県負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金ということで、県からの財政支援として受け入れるものでございます。見込み額4,675万3,000円に対しまして、既決額4,612万7,000円でございます、62万6,000円の補正をお願いするところでございます。

次に、11ページでございます。

同じく県支出金でございますが、項2の県補助金、目2の民生費県補助金、節2の児童福祉費県補助金でございますが、こちら556万9,000円の減額でございます。地域子育て支援拠点事業費補助金、並びに一時保育事業費補助金につきましては、国からの交付金として民生費国庫補助金へと組み替えを行ったものでございまして、それぞれ減額の補正を行うものでございます。それから、3といたしまして延長保育事業費補助金につきましては、322万4,000円を受け入れるものでございます。

次に、目3の衛生費県補助金でございます。節1の衛生費県補助金452万円の増額を行うものでございますが、1の汚水処理施設整備交付金につきましては、先ほどから申し上げておりますように、額の確定によりまして、こちらは減額でございます、474万3,000円を減ずるものでございます。次に、2の妊婦健康診査公費負担拡充交付金でございます。こちら、国庫補助金からの科目更正でございます、こちら交付決定によりまして460万5,000円の増額の補正を行うところでございます。次に3、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費の補助金でございますが、こちらは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金として新たに受け入れるものでございまして、465万8,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金でございます。節1の農業費県補助金140万円を増額補正するものでございますが、泥川逆流防止堰湛水調査業務でございますが、こちらの業務につきまして、振興補助金の決定がなされてまいりました。事業費が298万2,000円ございましたが、140万円の県からの補助金を受け入れるものでございます。

次に、目8消防費県補助金でございますが、節3防災設備県補助金、こちらにつきましても、小型動力ポンプ購入事業の振興補助金でございますが、70万円を新たに受け入れるものでございます。

次に、同じく款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金でございますが、こちらにつきましては、節3で統計調査費委託金でございます。経済センサス調査区の管理委託金として4,000円を受け入れるものでございます。

次に12ページ、款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1老人保健医療特別会計繰入金でございます。節1老人保健医療特別会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、老人保健医療特別会計の廃止に伴います精算による繰入金でございます。見込み額134万9,000円でございます、既決額90万3,000円に対しまして、44万6,000円という増額補正を行うものでござい

ます。

次に、同じく項2基金繰入金、目3の学校建築基金繰入金でございます。節1の学校建築基金繰入金につきましては3,100万円の減額を行うものでございますが、こちらにつきましては、府中小学校の大規模改造事業の事業費の確定に伴いまして、財政上、繰り入れる必要がなくなったものによりまして減額を行うものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、こちらにつきましては、歳出の財源の確保並びに収支の均衡を図るため、2,054万6,000円の増額の補正を行うものでございます。

続きまして、款19諸収入、項5雑入、目6雑入、節9雑入でございますが、283万1,000円の増額補正でございますが、新たに補正するものでございますが、こちらは消防団員等公務災害補償等共済基金助成金でございます。先ほども歳出の方で御説明をいたしました、消防団員の防火衣の購入に係る経費の助成に対するものでございます。

次に、款20町債、項1町債、目9の教育債でございます。節1の小学校債でございますが、8,240万円の減額でございます。こちらにつきましては、府中小学校の大規模工事に伴います額の確定によるものでございまして、財政上、起債を借り入れる必要がなくなったということで、起債の要望取り消しを行ったものによりまして、8,240万円の減額となるものでございます。

それでは、議案の表紙に戻っていただきたいと存じますが、第2条でございます。こちらは繰越明許費について掲げておるところでございます。こちら5ページ、第2表をごらんになっていただきたいと存じます。

繰越明許費でございます。款6農林水産業費、項2林業費におきましては、事業費でございますけれども、森林居住環境整備事業、明神線林道開設につきまして5,060万円をお願いするものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費でございますが、こちらきめ細かな交付金活用事業ということで、先ほど歳出でも御説明いたしました、町道垂井表佐線のアンダーパスの冠水表示板設置工事、垂井43号線の町道排水路整備工事、通学路交差点のカラー舗装工事につきまして、2,650万円でございますが、繰越明許費として予算化するものでございます。

次に、表佐136号線道路整備事業550万円を繰越明許費としてお願いするものでございます。

次に、垂井栗原線御所野交差点改良事業でございます。こちらは用地購入に伴います事業でございますが、105万円でございます。こちらの繰越明許費をお願いするものでございます。

次に款9消防費、項1消防費、事業名でございますが、防火水槽用地購入事業でございます。こちらは、当初、御所野交差点に今年度防火水槽用地の購入する予定をしておりましたが、こちらにつきましても、355万1,000円でございますが、繰越明許費としてお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費でございます。こちら住民生活に光をそそぐ交付金活用

事業ということで、タリイピアセンターの修繕、先ほども歳出で説明をいたしました、防水シートの改修に伴うものですが、769万2,000円を繰越明許費としてお願いするものがございます。

続きまして、第3条でございます。地方債の補正でございますが、こちら6ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、地方債の補正ということで、起債の目的は、学校教育施設等の整備事業で、限度額8,240万円を予定しておったところでございますが、先ほども事業費の確定によります起債の要望の取り消しを行ったことによりまして、この起債の補正をお願いするものがございます。

なお、19ページでございますが、この起債の取り消しによりまして、平成22年度末の当該年度起債の残高見込みにつきましては54億2,821万4,000円とする調整もつけさせていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上、平成22年度垂井町一般会計補正予算（第5号）に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解をいただきたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 16ページの一番上の目6保健センター費ですが、この中の節の20扶助費、その中で2の感染症予防接種費用助成金、これは当初予算が150万円であり、それが見込み額が1,190万9,000円、約8倍になっておるんですが、この8倍になったのはどのような思惑違いであったのかというのをお聞きしたいのと、先ほどこの説明のときに、これは2月、3月に使う予算であると言われたことは、本日3月3日に提案、補正予算をとられて、それ以前に使っておられたのかと。そうなれば、専決で出されるべきではないかと、そういうふうに思います。その辺のことをよろしく説明をお願いいたします。

それから、18ページの学校建設費の中の設計監理料ですが、約557万6,000円が46万2,000円で落札されたと。それについて町長のコメントをお願いしたいと思います。どういうことかといえますと、その金額は妥当であって、しかも仕事もよくできたと、それとも、不適當で仕事が悪かったとか、その辺のこのコメントを町長からお願いしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは、6番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この御質問につきましては、さきの全員協議会でも御説明をしてきたわけですが、平成22年度、国の補正予算を通じまして、子宮頸がん等ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、この3種類の接種を促進するための基金を都道府県

に設置いたしまして、そこに国費から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が支出されることが決定されました。そして、その都道府県の基金から各市町村の予防接種事業に2分の1の助成金が支給されることとなりました。これらを受けまして、3種類のワクチンの接種におきまして、町費助成2分の1の額を加え、全額助成をしていくということに決定されました。したがって、助成額につきましては、国の基準に基づきまして、子宮頸がん予防ワクチンは1回につき1万5,900円、ヒブワクチンにつきましては1回につき8,800円、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては1万1,200円、この額を全額助成とすることからの増額をお願いするものでございます。

なお、支給月につきましては、2月に実施されるものは医療機関の方から3月の上旬に請求が来ます。3月に接種された方は4月の上旬に請求が来るところから、今回その増額分をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の2点目の質問でございますが、府中小学校の設計監理業務の話かと思えます。既決額が550万円に対して、入札によって46万という形になったということでございますが、仕事としては、もう完了検査も終わっておりまして、しっかりなされたものというふうに思っております。ただ、私どもとしましては、一応基準に基づいてこれを積算しておりますので、今回やはり企業努力によって落とされたというふうにしかとれないという状況の中で、この金額をもってこれからもすべてこの金額でいけるかという、そうではなくて、やはり当然公共事業としてのしっかりとした基準をもって積算をしておりますので、それに基づいた積算を今後もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 6番 奥村耕作君。

〔6番 奥村耕作君登壇〕

6番（奥村耕作君） 後段の質問はそれで返事は結構でございますが、前段の中で、2月にしたやつは3月に請求が来るから3月3日の補正予算を出せばいいと、そういうのはちょっと間違っているんじゃないかなという、通らなくてもこれは払わなければならない金額ですから、その辺はおかしいんじゃないかなと私は思いますが、もう一度その辺、これは副町長からお答えください。

それと、これはもう一度私が聞くのもおかしいんですが、当初、国から来た予算が150万円であると。だから垂井町も150万円出して、その予算であったと。それが、今度はふえたから、国は出さないけれども、垂井町は出さなくて、一般財源で出さなければならないと、そういうふうを考えるべきなんですかね。それで実際に見込み数が大分違ったのか、この金額の違いが非常に大きいというのが、もう少しわかりやすく説明願いたいですが。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 6番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

問題は、2月に行ってきたものを3月の予算計上はおかしいのではないかという点でございます。それが第1点でございますが、これにつきましても、さきの全員協議会で国の方からの通告を受けまして、2月から実施していかないかということ、事業は先行させていただきますけれども、予算計上につきましてはこの3月の議会に上程をさせていただくということを受けまして、今回のこの補正に至ったわけでございますが、それで、大きく金額が伸びておりますのは、やはり全額助成ということで、これは今回のものにつきましては、県の基金からの2分の1と、それから町費の持ち出しの2分の1、この全額、10割を計上させていただいておりますので、大きく伸びたものでございます。以上でございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） この、今同僚議員の質問にありました16ページのことなんですけれども、実はこれはがらがらと変わっておるといいましようかね、今度の子宮頸がんワクチンの問題は、全額国が助成するということになったので、急遽こういうことになったと思いますが、私のところへも何人かから、じゃあ今まで、この以前ですね、だから、4月1日から始まったと思いますが、その場合4万5,800円かどんだけかというすごい額だったんですね。それが今度、1万5,900円ですか、がたっと減ったわけですが、そして、しかも全額国が助成するということになったんですが、以前に早々と心配してワクチン接種をした人が、全部自弁でいくということについて、それはもう仕方がないというのもあります。でも、この西濃地域でも、4月1日にさかのぼって自治体単独で助成をするというところもあるんですね。だから、全額じゃなくても半額でもいいが、その助成するということについてはどう思ってみえるのか、お尋ねしたいと思います。

それで、額は、今のこの全額助成、国が助成するというふうにした以前の実際に接種された方の総額、人数も含めてですが、今すぐ出せなければ、後ほどぜひ出してほしいと思います。どのぐらいもう既に実費で接種をされたのか、ぜひその資料も知りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 12番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

遡及して支払いが、補助が可能かというお話かと思っておりますけれども、基本的にやはりこういったもの、その期首があって進めていくという事業の中で、じゃあ、これは過去までさかのぼ

るけど、ほかのものもすべて及んでいくわけで、すべてに遡及してやっていけるのかという現実的な問題が出てくると思います。そして一方で、こういったワクチン、確かに今全額補助という形になっておりますけれども、やはりそれなりに意識を持って、やはり身を守りたいという方は率先してやられておる、その状況というのは、やはり一部に、全額補助をしておりますので、なかなかこういうことはいいかどうか分かりませんが、やはり基本的には応分の自己負担というものがついて回ってしかるべきではないかな。これをすべてやるということは、まさにそのすべてを補償するという社会になってしまって、かなり過大な部分が難しい状況が出てくるのではないかなということも思います。そういったことをトータル的に考えたときに、やはり遡及しての支給というのは現状では難しいと私どもでは判断しておりますので、よろしく願いをいたします。

また、人数の把握につきましては、また後ほど、今ここですぐ調べられないと思いますので、後ほどでよろしければ報告をさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 12番 広瀬康君。

〔12番 広瀬康君登壇〕

12番（広瀬 康君） 再質問します。

町長の答弁、わかるわけですが、でも、この問題は特に人命にかかわるといいますが、そういうこともあって、全額じゃなくてもいいから、実際に全額遡及しようとして補正予算を出しているところもあるんですよ、この西濃の中にはね。だとすれば、町長の言は必ずしも当たらないのではないかと思います。だから、半分でも、3分の1でもいいから遡及してあげるといことも考えないかと思いますが、その辺はどうですか。

それから、資料の報告は後で結構です。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 確かにその3分の1なり2分の1をさかのぼってやっておるところもあるかもわかりませんが、じゃあ、今回ヒブ、それから肺炎球菌、子宮頸がん、三つ国が全額補助するわけですが、それらすべてさかのぼるのか、あるいは、今までやってきたほかのいろんなワクチンもありますけれども、それらもすべてさかのぼって、どこまでさかのぼっていくんやという話になると思います。やはりどこかでこれは切り決めがあってしかるべきな話でありますので、財政執行していく部分では、やはり期限を切って、形の中でのスタートをするということはやむを得ない判断かと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 今回補正されました総額9,543万円ですか、その中で財政調整基金に5,000万円補正してありますよね。それと、地方債の補正で8,240万円減額してあるということで、町の財源はそれだけ余裕ができたで、借金、借りなくてもよかったというような形に私は受け取っておるんです。そのような形で、やはりこういう時期でございますので、各自治会から多くの要望が出てきておると、こんなように私は思っております。それで、やはり自治会要望を多少優先していただいて、もっと要望された箇所の事業、箇所づけをお願いしたいと、このように思っておりますし、それから、繰越明許等々されておりますが、さっき総務課長から場所的にちょっと言われたんですが、ちょっと私も場所がわからんところがあります。きめ細かな交付金活用事業等々で2,650万円等につきましては、3ヵ所、JRの下側の水のおくつくところ、垂井45号線ですか、通学路等と、あと場所あると思うんですけど、この辺の細部的なことをちょっとお尋ねいたしたいと、このように思っております。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 10番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今年度の負担を軽くするために、公債費等の町債の借り入れをなくしていくというような形のひとつと、それから、今後に備えて積んだというような形でございますけれども、やはり、今多少のそういった余裕ある部分、しっかりとした財源をもって、自治会等の要望にこたえていったらどうかという御提案でございます。確かに今自治会等からいろんな要望が上がってきておりますので、それらに積極的にこたえていきたいと思っておりますし、道路整備等、ここら辺もしっかりと進めていく中で、垂井町の将来に向かって住宅がふえる、あるいは人口増につながっていくような施策という形でも当然していかなければいけないと思っております。ただ、自治会の要望等につきましては、今上がっているからすぐここでできるというものではなくて、やはりいろんな調整等も必要になってくると思っております。そういった中でしっかりと、毎年のことですけれども、そういった思いを受けながら、できるだけしっかりと対応していきたいという思いでございますので、今後ともそのことに関しては、自治会要望については前向きにしっかりと検討していきたいと思っておりますし、こういった少し何とかほかのところに回せるような部分が出てくるときには、やはりしっかりと将来に向かっての投資ということも考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

きめ細かについては、担当から説明させます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 10番議員の、繰越明許費の中で土木費にありますきめ細かな交付金活用事業についての内訳でございますけれども、これにつきましては2,650万円の明許をいたしております。これは、補足説明等で総務課長が申しましたが、3事業ございますけれども、

まずこのきめ細かな交付金事業といえますのは、22年度国の補正予算におきまして、地域活性化交付金というのが創設されました。それが部分的にきめ細かな交付金になっておるわけですが、工事箇所といたしましては3カ所ございます。まず町道垂井表佐線、駅東のJRの線路下の信号の交互通行箇所の冠水表示板設置工事でございます。少し東の県道の方につきましては既に設置されておりますので、町道での設置を予定するものでございますけれども、冠水表示板2基と水位センサー、制御板1基を設置したいということでございます。

2カ所目につきましては、冠水対策事業としまして垂井43号線排水路整備工事でございます。これは御所野交差点の手前の、こっちから行きますと国道の交差点の手前で東へおりていく、金蓮寺の方へおりていく道がございますけれども、国道の北側というのは、豪雨があった場合に非常に側溝から水があふれてくるということで、その排水対策ということで、今の金蓮寺へ下がってから、駅の南側に都市下水路がございます。そちらの方へ排水をしたいということでございます。それが、とりあえず実施設計ということで明許をかけていきたいというふうに思っております。

それから3カ所目でございますけれども、これは交通安全対策事業としまして、町道の通学路の交差点でありますとか、横断歩道付近のカラー舗装をしたいということでございます。これにつきましては生徒・児童さんの事故防止を図る観点から、カラーリング舗装を町内20カ所程度でございますけれども、予定したいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 5番 広瀬文典君。

〔5番 広瀬文典君登壇〕

5番（広瀬文典君） お尋ねします。

繰越明許費についてももう一度確認したいと思っておりますけれども、4項目ほど上げられておりますけど、この中で、当初予算に計上されながら繰越明許になった部分というのはありますかというかということですね。

それと、その繰越明許しなければならないその理由、これをきちっと一遍教えてください。先ほど説明の中に理由がなかったと思っておりますけれども、まずそれを一つお願いしたいのと、それから、補正予算の方ですけど、歳出の方で子ども手当の分がありましたね。あれで児童措置費として72万8,000円、これは一般財源という形で充当されておりますけれども、国の方の裏打ちはあるのかどうかということですね、その分についてお尋ねしたいということの2点です。よろしく申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 5番議員の、繰越明許費の中の当初予算で上がっておる事業でございますが、款6農林水産業費、項2林業費でございますが、森林居住環境整備事業の明神線林

道開設事業でございます。それから、款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費でございますが、表佐 136号線の道路整備事業。次に、垂井栗原御所野交差点改良事業でございます。それから、款 9 消防費、項 1 消防費でございますが、こちら消防用防火水槽用の用地購入の事業が当初予算で上がっておるものです。その他理由につきましては、それぞれ担当所管の方から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長 三浦高雄君。

〔産業課長 三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 5 番議員のお尋ねの繰越明許費の理由でございます。産業課所管の農林水産業費、項 2 の林業費の関係でございます。森林居住環境整備事業、明神線林道開設事業でございます。これにつきましては、冬季の工事でございます、当然に除雪等の影響も考慮し、できる限り速やかに発注という形で今年度進めてまいりました。もって、鋭意工事を進めるよう、施行業者にも指示してきたところでございます。しかしながら、昨年12月13日から年末にかけての降雨、あるいは12月31日、1月16日、1月30日の降雪など、12月中旬からの天候不順によりまして、また、施行箇所でございますが、土質が思わぬ軟弱であったため、水分を含んだ土をこねるような状況になります。そういったことから業務が滞ったというような状況が続く、22年度内に事業が完了しないということで、今回繰越明許をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長 小川孝夫君。

〔建設課長 小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 繰越明許費の関係でございます。土木費の方では、1点目のきめ細かな交付金活用事業につきましては、国の補正予算に伴うものということでございますので、当初予算には上げてございません。

続きまして、表佐136号線道路整備事業でございますけれども、これは国道から魚貞給食の方へ入っていく道の突き当たりから若干ずれますけど、東側で、南の農地の方へ道路計画を今いたしております。その予定地に、手前に事業を営んでおる会社がございましてけれども、道路予定地に集中のガス管を埋設されておったということで、その移転に時間がかかるということで、当初の工期では今月末を予定しておりましたけれども、年度内に難しくなったということで明許をさせていただくものでございます。

続きまして、垂井栗原線御所野交差点改良事業でございますけれども、これは御所野交差点の南側でございます。南側の西側で、今現在も建物は建っておりませんが、あと用地の方がいろいろ、立ち退きをされたことによりまして用地を少しでも欲しいという隣地の方がございまして、今三者契約の話を進めております。やはりそれぞれ地権者の方、売りたい方、買いたい方、いろいろ意見がございまして、そこら辺の調整で、今ちょうど話をしておる途中でございましてけれども、年度内の契約がちょっとはつきりいたしませんので、とりあえず明許をさせていただきました。

続きまして、消防費の中で防火水槽用地購入事業も上がっておりますけれども、これも同じ御所野交差点の改良事業に伴うものでございます。こちらの方も消防用防火水槽用地として全筆購入できればよろしいんですけれども、これも隣地の方がこの機会に少しでも分けてもらえないだろうかというような話がございます、今、これも用地交渉を進めておる段階でございます。そのような状況でございましたので、明許の方をさせていただきました。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 5番議員の2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

子ども手当の給付費でございますが、こちらの補正の時点では、財源は一般財源72万8,000円を見ておりますが、こちらにつきましては3月の随時払い分として見込ませていただいたものでございまして、翌年度の精算のときに、国あるいは県の持ち分相当をまた精算していきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 15ページですが、公害対策費、合併処理浄化槽が76基予定しておったけど53基やということで、23基の減であったということですが、今は下水道も着々と進んでおるこの状況の中で、環境に一番よくするにはどうしたらいいかということであれば、やはり単独を合併にする、そしてくみ取りも合併にするという、そういう施策が一番大事なのかなというその中で、この見込み違い、どういうふうで見込み違いになったのかということをお聞きしたい。

それと16ページ、ここで商工費、これの400万円がなくなって、新年度にも同じ金額が載っていますけれども、ということは、進捗、進んでおらんということか。その辺、ちょっと詳しく説明をしていただければと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 9番議員の御質問にお答えいたします。

款4衛生費の目4公害対策費で、合併処理浄化槽設置整備費の補助金で見込み額が2,103万5,000円となったことについてでございますけれども、補足説明のありましたように、当初、整備費といたしましては76基を見込み、予算計上をさせていただいたところでございますが、今年度末、申請を締めたとことによりまして、53基ということでございました。

この76基といいますのは、地域再生計画におきまして、それぞれ5人槽、6人から7人槽、8人から10人槽、11人から20人槽、それぞれ人槽によりまして基数が決められておるわけでございます。その基数に基づいて予算計上させていただきましたが、実際には、設置されたそれぞれの人槽の合計をいたしますと53基ということでございましたので、今回補正をさせていた

できました。これはあくまでも個人の方の設置基数によるものでございまして、我々も合併処理浄化槽に設置はしていただきたいと思っておりますが、あくまでも個人の申請ということでございますので、御理解願いたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

商工費の関係でございます。調査費といいますが、策定業務に係る不執行という形での予算落としになるわけでありましてけれども、おっしゃるとおり、進まなかったというのが、端的に言えばそういう形になりますけれども、前回の全協でもお話をしましたように、今、東海農政局と大詰めというか、27号計画をつくるための大詰めのところに来ておるといような認識を持っております。11月以降、3回ほど、農政局とのいろいろな協議を進める中で、今また4回目ということで、今回出てきた農政局からの質問の内容が、どうも27号計画に踏み込むような形の質問に入ってきておるといような状況でございます。こういったことから、何とか前へ進んでいきたいという思いで、当初は本年度中に何とか27号計画を策定するまでの位置に行きたいという思いで、こうして予算を組んだわけでありましてけれども、やはり相手があって進める中、いろんな形で要望、あるいは県の農政局、農政部長等にもいろんな談判をしたり、あるいはいろいろなところからお話をしたりして進めておったんですが、やはりこれが遅々としてなかなか進まなかったというのが確かなところでございますが、やっと少し、この前もお話ししましたように、東海農政局が少し動き始めておるといような状況でございます。今回これを落とさせていただきますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、新年度の中でまたこれを復活して、新たにしっかりとした体制の中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 9番 岩崎秋夫君。

〔9番 岩崎秋夫君登壇〕

9番（岩崎秋夫君） 再質問をいたします。

合併浄化槽のPRとかそういうものは、もう少し環境面をずうっと前へ押し出してやっていただけたらなあと思えます。それが、これから下水道ができてくることによって、また接続へのつながりが減るのかなという、そんなふうにもなると困るなという、そういう気もいたしますけれども、やはり今の環境を守るためには、くみ取りを合併、そして単独を合併というふうにしていくのが、やっぱり最大の近道じゃないかなと思っております。

それと、今町長、若干進んでおるといようなお話をいただきましたけれども、企業誘致というのは、やはり先ほどもお話がありましたように、人口をふやす、そして活性化になるという、そういう起爆剤になるのはもちろんでございますが、それをいかに工場誘致を推進していくかというその方策ですね、それがやはりあの一角、前々から僕らも思っておったんですが、

やはり農政局を動かすするには、あそこに道の駅みたいなものをつくるで何とか協力してくれというような、そういう方向にも持っていったら、早い段階で話が進むのではないかなと思っておりますし、やはり一番近くにお見えになります県会議員の藤埴先生を最大限利用して、あの農地は全部おれのもんやと言っておられるような、そういう人でございますので、ぜひ頭の下げるところは下げて、前へ進んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（衣斐弘修君） 9番議員、答弁はよろしいですか。

9番（岩崎秋夫君） 答弁あるやろ。

議長（衣斐弘修君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 9番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総括的なお話になるかもわかりませんが、下水に関しまして言えば、当然今までも下水道問題の議会の中の委員会でもお話をしたように、これから進めていく上で、公共下水道、集落排水、合併浄化槽と、この三つをもって今進めておるわけでありますので、これらをどうバランスよく、バランスというか、ある部分、やはり今議員がおっしゃいましたように、公共下水のつなぎ込みということも将来考えたときに、やみくもに合併浄化槽という形にもいかなないところもあるかもわかりません。ですが、目指すところはやはり環境、きれいな水、そして快適な生活というところでございますので、そこら辺、しっかりとした形でうまくバランスをとりながら進めていくのが、これから大事なところかというふうに思っておりますので、また御協力をお願いいたします。

それから、農政協議につきましては、道の駅をつくったからそこに開発が進むというものではなくて、今非常に困っておるのは、農地をつぶすなということに対する農政局の指導でございます。ですから、それを、ここを企業誘致の土地にかえることによって農地をどう守っていくのかという計画をつくるのが27号計画であります。そこに行くために今非常に苦勞をしておるところでございますので、そこを何とか今乗り越えたいという、そこまで来ております。ですから、もう頭を下げるところは下げまくって、頼むところは頼みまくって、何とかこれを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第22号 平成22年度垂井町一般会計補正予算(第5号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。

午後3時31分 休憩

午後3時46分 再開

議長(衣斐弘修君) 再開いたします。

日程第8 議第23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議長(衣斐弘修君) 日程第8、議第23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、2,230万1,000円を減額し、予算総額を27億2,957万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費、保険給付費、共同事業拠出金等で各負担金を増額したほか、諸支出金では過年度分の精算に伴う返還金の増額をした一方、共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業分につきましては減額をいたしました。

財源につきましては、国・県支出金、共同事業交付金、繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(衣斐弘修君) 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長(桐山浩治君) 議第23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,230万1,000円を減額させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,957万4,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出7ページをごらん願いま

す。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 19 負担金、補助及び交付金 108 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、平成 23 年 4 月からのレセプトの電子請求化に伴います国民健康保険システムの改変負担金の額が確定しましたので、岐阜県国民健康保険団体連合会負担金 108 万 8,000 円をお願いするものでございます。

続きまして、款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費、節 19 負担金、補助及び交付金 100 万円の増額補正をお願いするものでございます。退職被保険者等高額療養費につきましては、今年 1 月分までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を 1,500 万円とし、既決額 1,400 万円に対しまして、100 万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 7 項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金、節 19 負担金、補助及び交付金 373 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。今年度の高額医療費共同事業拠出金の額が決定されたことにより、不足する額 373 万 5,000 円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、節 19 負担金、補助及び交付金 3,799 万円の減額でございますが、これにつきましても、今年度の高額医療費共同安定化事業拠出金の額が決定されたことにより 3,799 万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして 8 ページでございますが、款 11 諸支出金、項 1 目 1 償還金及び還付加算金、節 23 償還金、利子及び割引料 236 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、過年度国県支出金返還金でございますが、平成 21 年度の特定健康診査及び保健指導に要しました経費の精算に伴います県支出金の返還金について補正をお願いするものでございます。

続きまして、款 12 項 1 目 1 節 29 予備費でございますが、収支の均衡を図るため 750 万 6,000 円の補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入、5 ページでございますが、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 高額医療費共同事業負担金、節 1 高額医療費共同事業負担金 93 万 4,000 円でございますが、高額医療費共同事業拠出金の額が確定したことに伴いまして、その 4 分の 1 を国庫負担金から受け入れるものでございます。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 調整交付金、節 2 特別調整交付金 108 万 8,000 円でございますが、レセプトの電子請求化に伴います国保システムの改変に係ります費用につきまして、特別調整交付金として受け入れるものでございます。

続きまして、款 6 県支出金、項 2 県負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金、節 1 高額医療費共同事業負担金 93 万 4,000 円でございますが、高額医療費共同事業拠出金の額が確定したことに伴いまして、その 4 分の 1 を県負担金から受け入れるものでございます。

続きまして、款 7 項 1 目 1 共同事業交付金、節 1 高額医療費共同事業交付金 186 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、高額医療費共同事業拠出金の

額が確定したことに伴いまして、その2分の1を国保連合会から受け入れるものでございます。続きまして、節6 保険財政共同安定化事業交付金3,799万円の減額でございますが、今年度の保険財政共同安定化事業拠出金の額が確定したことに伴いまして減額するものでございます。

続きまして6ページでございますが、款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金87万円の増額補正をお願いするものでございます。この制度につきましては、保険料軽減分における保険基盤安定化のための制度でございます。保険者支援分として国及び県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに垂井町分の負担金21万7,000円を合わせまして、一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。続きまして、節4 財政安定化支援事業繰入金941万3,000円でございますが、これにつきましては、国民健康保険制度の運営上におきまして、財政安定化のための地方財政措置として交付税を主な財源といたしまして県の方から提示のあった額でございます。今年度につきましては941万4,000円でございますが、1,000円の既決額に対しまして、941万3,000円の補正をお願いするものでございます。続きまして、節5 その他一般会計繰入金58万3,000円でございますが、福祉医療波及増分による国庫補助金の減額分に係ります繰入金を増額補正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号 平成22年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議長（衣斐弘修君） 日程第9、議第24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、885万2,000円を追加し、予算総額を9,595万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、基金積立金及び予備費に係る経費を計上いたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

繰越明許費につきましては、太郎前橋配水管添架事業に係ります経費を平成23年度へ繰り越し、実施していくことをお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程されました議第24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

今回の補正は、平成22年度におきまして剰余金が生じますので、基金に積み立てをお願いするものと、繰越明許費についてでございます。

議題の表紙でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ885万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,595万2,000円とするものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。7ページをよろしくお願いをいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目2 財産管理費でございます。節25の積立金、既決額14万6,000円に650万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を664万6,000円とするものでございます。

次に、款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るために既決額に235万2,000円の増額をお願いし、378万5,000円とするものでございます。

次に歳入でございます。6ページでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、既決額400万円に885万2,000円を増額いたしまして、1,285万2,000円とするものでございます。

表紙にお戻りをお願いいたします。

第2条、繰越明許費、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるということで、3ページの第2表でございます。

款2 事業費、項2 事業費、事業名、太郎前橋配水管添架事業、金額は1,400万円でございます。岩手地内の橋に配水管が添架してあるわけでありましたが、県が実施します橋のつけかえ工事に合わせて工事を予定しておりましたが、県の工事がおくれている関係で繰越明許とさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 今、繰越明許費で1,400万円、23年度へ繰り越されるわけですが、これ、大体県の工事はいつごろ完了するか、その辺のことは協議されておるのか、ちょっとお尋ねしたいのと、それと、今度基金の方へ800万円積み立てされるわけですね。そうすると8,600万円ほど簡易水道設備基金があると思うんですが、新年度予算との併合性もあるんですけど、各簡水ごとの基金の内訳というのがわかったら教えていただきたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 10番議員の御質問にお答えをいたします。

太郎前橋の配水管添架工事につきましては、平成23年3月までに橋のつけかえ工事が完了するというところで、県の土木事務所の方から説明を受けて、これに合わせまして水管橋の工事を予定しておりましたが、現在、橋の撤去が終わり、下部工が進められているところでありますが、その後、上部工ということでしたが、上部工自体の発注がおくれましたという県の説明がありまして、今年度中、23年の3月までには完成しないという御報告がありましたので、今回繰越明許とさせていただきます。

今後の計画といたしましては、平成23年10月までに上部工を完了したいという県のお話がありましたので、配水管添架工事の方についても7月、8月ごろに予定を、今のところうちの方はしております。

それから基金の積み立て状況でございますけれども、設備基金といたしましては、1本といえますか、全体で積み立てをしております。全体で21年度では7,896万307円ほど保有をしておると。そこに今回600万円ほどの積み立てをいたす予定をしております。三つの簡易水道分につきましては、先ほど当初予算の方でも、上水道の方へ出資金という形で引き継ぎをお願いしたいということで予算を計上させていただいております。あと北部簡易水道につきましては、約4,200万円ほど基金で今後の整備等に充てていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 10番 丹羽豊次君。

〔10番 丹羽豊次君登壇〕

10番（丹羽豊次君） 今、課長さんの方から、太郎前橋の工事については、県の上部工の完成、町長、この辺については住民の方も大変困って見えますので、通行どめになってまってね、

1 ヶ月、2 ヶ月でも早く完成するようによろしくお願ひしたいと、このように思っておりますし、先ほど基金の状況ですね、それは今現在、22年度補正予算で簡易水道基金の方へ積み立てされるわけですので、それで、金額の合計を先ほど課長が言われましたが、これは5施設の簡易水道施設ですね。今度は二つの施設になるんですが、それで、5施設の内訳を私はお尋ねしたんです。新年度で二つになるんやね。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 10番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたが、簡易水道の設備基金につきましては1本という形で預金をさせていただいております。便宜上、各事業にお分けをした形で、私の方で試算した数字は持っておりますが、この数字でお答えをさせていただきます。

梅谷簡易水道につきましては1,380万8,163円、22年度末、この積み立て後の金額です。敷原につきましては574万2,193円、東大滝につきましては587万8,525円、北部簡易水道につきましては83万3,266円、栗原簡易水道につきましては4,125万6,640円、合計6,751万8,787円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 平成22年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

議長（衣斐弘修君） 日程第10、議第25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、14万6,000円を減額し、予算総額を135万2,000円とするもので、特別会計の廃止に伴い、余剰金を精算するため所要の措置を行うものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 議第25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成22年度をもちまして老人保健医療特別会計を廃止するため精算を行うものでございます。

まず第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万6,000円を減額させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135万2,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出7ページをごらん願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料でございますが、医療費審査支払事務委託料5,000円の減額を、節19負担金、補助及び交付金3,000円につきましては、第三者納付金に係ります事務費負担金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款2医療諸費、項1医療諸費につきましては、過年度分の過誤調整分でございますが、今年度、請求がなかったことから、それぞれすべて減額するものでございます。目1医療給付費では20万円を、目2医療費支給費では10万円を、目3審査支払手数料では1万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、款3諸支出金、項1償還金、目1償還金、及び8ページの目2還付金につきましても、該当がございませんので、それぞれすべて減額するものでございます。

続きまして、項2繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金につきましては、今回の精算に伴いまして、一般会計への繰出金として44万6,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款5項1目1節29予備費でございますが、精算に伴いましてすべて減額するものでございます。

続きまして5ページの歳入でございますが、款1支払基金交付金、次の款2国庫支出金、款3県支出金につきましては、今年度、過誤調整分の請求がなかったことから、現年度分についてそれぞれ減額補正するものでございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金及び加算金につきましても、該当がないことから減額

補正をするものでございます。

続きまして、項2町預金利子でございますが、1,000円の減額補正でございます。

続きまして、項3雑入、目1第三者納付金でございますが、9万2,000円の見込みがございますので、既決額1,000円に対しまして、9万1,000円の補正をお願いするものでございます。

目2返納金につきましても、3,000円の見込みがございますので、既決額1,000円に対しまして、2,000円の補正をお願いするものでございます。

目3雑入につきましても、1,000円の減額補正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 平成22年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決定しました。

日程第11 議第26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（衣斐弘修君） 日程第11、議第26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、2,616万円を減額し、予算総額を7億7,984万円とするものです。

補正いたしますものは、下水道整備工事費の確定に伴い、委託料、工事請負費を減額するもので、財源につきましては、分担金及び負担金、繰入金、繰越金、町債により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(衣斐弘修君) 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長(中島健司君) ただいま上程のありました議第26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成22年度の公共下水道事業の事業費の確定によりまして事業費の減額を行いまして、財源につきましては、受益者負担金及び繰越金の増、一般会計からの繰入金及び地方債の減額を行うものでございます。

では、表紙でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ2,616万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,984万円とするものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。7ページをよろしくお願いいいたします。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節13の委託料でございますが、370万円の減額でございます。設計委託料についての事業費が確定しましたので減額をさせていただくものでございます。続きまして、節15の工事請負費2,246万円の減でございます。これにつきましては、面整備、舗装復旧費等の額が確定しましたので減額を行うものでございます。

目の総体で2,616万円の減額でございます。

続きまして歳入でございます。6ページでございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1の現年分で388万9,000円の増額でございます。一括納付等により増額が見込まれますので、増をするものでございます。

続きまして、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。221万4,000円の減額でございます。

続きまして、款7繰越金、項1繰越金でございますが、収支を図らせていただきまして、71万5,000円の増額でございます。

款9町債、項1町債、目1下水道債でございます。事業費の確定によりまして2,855万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻りを願いいいたします。

第2条で地方債について規定をしておりますが、地方債の変更といたしまして、申しわけありませんが、3ページでございます。第2表で、限度額を当初1億3,735万円と規定させてい

ただいておりますが、地方債の変更といたしまして、限度額を事業の確定によりまして1億880万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、従前と変わっておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 平成22年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（衣斐弘修君） 日程第12、議第27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、企業債の繰り上げ償還に係ります補正であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程になりました議第27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、国から示されております平成22年度公的資金補償金免除繰り上

げ実施要綱の条件を満たす対象となりました。年利7%以上の企業債の繰り上げ償還を実施するものでございます。財源につきましては、減債積立金にて償還を行うものでございます。

第5次変更事業で借入れを行いました昭和56年度債1本、昭和57年度債1本、昭和58年度債2本、計4本について実施していくもので、償還金額の増額をさせていただくものです。これによりまして、今年度で279万8,614円の利息分が減額となると見込んでおります。

それでは、1ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

款41資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金、節73企業債償還金につきまして3,509万3,000円の増額をお願いし、目1企業債償還金の総額を8,737万4,000円とするものでございます。

申しわけありません、表紙に戻らせていただきます。

第1款資本的支出合計といたしまして、3億9,560万6,000円に3,509万3,000円の増額をいたしまして、4億3,069万9,000円とするものでございます。したがって、第2条で、平成22年度垂井町水道事業会計予算第4条本文括弧書きの中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,386千円、過年度分損益勘定留保資金110,386千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額145,479千円、過年度分損益勘定留保資金110,386千円、減債積立金35,093千円」に改め、資本的支出予定額を補正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 平成22年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（衣斐弘修君） 日程第13、議第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議

題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

垂井町固定資産評価審査委員会委員 広瀬紀子氏の任期が平成23年3月6日をもって満了となるのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第14 請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願

議長（衣斐弘修君） 日程第14、請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願は、文教厚生委員会に付託します。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時31分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 吉 野 誠